

平成24年第10回教育委員会定例会日程

日 時 平成24年8月27日(月)
午前10時00分
場 所 北栄町大栄農村環境改善センター
第1会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長
教育総務課長
生涯学習課長

4 協議事項

(1) 平成24年度全国学力・学習状況調査について・・・資料1

5 報 告

- ・平成25年度全国学力・学習状況調査について・・・資料2
- ・平成24年9月北栄町議会定例会の日程について・・・資料3
- ・任期満了に伴う人権擁護委員の選任について・・・資料4

6 その他

- ・平成24年度鳥取県市町村教育委員会委員研修会について

と き 平成24年8月27日(月曜日)

と ころ 中部総合事務所

※ 資料(一部)事前配布・・・資料5

- ・次回教育委員会 定例会 9月25日(火)午後1時30分から

7 閉 会

第 5 回 教育 連絡 会

平成 2 4 年 8 月 1 日

- 1 児童水泳大会を見学して
 - ・積み上げの大切さを痛感した
 - ・水泳は水遊びから始まり・・・こども園時代から水に如何に親しませるか
 - ・お互いの活動や学習を見合いこしましよう→発達段階に応じた活動・学習計画
 - ・この大会は、合併騒動から北浜地区から離れ、北栄町の合併を見越して、技能も身につけさせるとともに、児童の交流を意図して創設されたもの
 - ・交流も勿論ではあるが、年齢に見合った力をつけさせたい

- 2 「平成 2 3 年度校内授業研究会についてのアンケートまとめ」を読んで
《要請訪問についての意見・要望》
 - ・「事前に学校に来てもらい、指導案や研究会の持ち方などを一緒に検討でき良かった」自分たちの研究会なのに、その持ち方を相談せんと、指導されんといけんのか？
 - ・「各教科・領域等の新しい情報を提供して欲しい」
 - ・「他校の取り組みで取り入れられるもの(指導案など)の紹介や最新の教育実践の情報提供があれば、ありがたい」
情報は、与えられるものなのか？探し求めるものなのか？
安易に与えられた情報は、右から左に流れ去り、自ら探し求めた情報は残り、活かそうとするものではないか！
 - ・「授業の課題点については、具体的にどうしたら良かったのかをもう少し全体の中で指導して欲しかった」
授業分析をする中で課題が分かり、その解決方をあれこれ考えていくのが、職員みんなで行う授業研究ではないだろうか？
安易に答だけを求めるといような姿勢が見られると思うのは・・・

- 3 夏季休業中の研修成果の還元について
 - ・研修で得た内容のエキスを同僚にお裾分けする
 - ・お裾分けすることにより、己の得たエキスも昇華できる
 - ・学び合う、切磋琢磨できる保育士・教師集団となっていく
 - ・活動・指導に活用することにより、子ども達に還元することにもなる

* 1 6 日(月)NHKの「プロフェッショナル」は、教職員に見て欲しかったが・・・

- 4 2 学期への準備について
 - ・1 学期の振り返りがなされ、方向性が話し合われている

* 所・園では、どう取り組んでいるのか

 - ・2 学期が始まるまでに、具体的な取り組み方を話し合う
 - ・具体的な取り組み方を明確にすることで、共同実践が出来る
 - ・共同実践の積み上げで、実証が出来る(データとして累積できる)

- 5 町教研全体研修会に参加して
 - ・行政に頼る住民・・・出来ることをしてから出来ないことを相談する
 - ・先生に頼んだけど問題が解決されなかった・・・トラブル解決は先生の責任
 - ・園児のトラブル時に、保育者の「仲立ち」は要るのか？
→自己解決出来るように見守りする
 - ・自分たちの力で、課題を明確にし、方策を考え、実践してみて、改良を加えていく
 - ・教育に何か欠けているのだとすると、子ども達にこの力を身に付けさせることであると実感した→たくましく生き抜く力となる

- 6 その他

5. 改革の動向 (基本的方向性)

政権交代後の教育改革

第1段階 家計が負担する教育費の軽減

第2段階 教員の質と数の充実

第3段階 教育行政・学校の方バナス改革に本格着手

地方教育行政の在り方に関する議論や問題提起が活発化(大阪の条例など)

(地方教育行政について指摘されている課題)

1. 地域住民の意向を十分に反映していない
2. 権限と責任の所在が不明確
3. 教育委員会の審議が形骸化
4. 迅速さ・機動性に欠ける

改革の基本的方向性

地域・学校現場の主体性、創意工夫が生かせるボトムアップ型の教育行政の確立。

- 1. 「地域とともにある学校」の推進**
学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することを原則に、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに、学校を地域の活性化の拠点に
- 2. 教育委員会の改革**
政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保しつつ、「地域とともにある学校」を支える教育行政に
- 3. 国の責任を果たしつつ、権限移譲を推進**
国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図りつつ、権限を移譲する方向で検討

5. 改革の動向 (コミュニティ・スクールの推進)

※学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)により保護者や地域住民の学校運営への参画を促進。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会

委員: 保護者、地域の皆さん、教育委員会職員、校長など

保護者、地域の皆さん

主な役割

- 校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見(教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用)

コミュニティ・スクールの指定状況(平成24年4月1日現在)

年度	指定数
H17.4.1	17
H18.4.1	53
H19.4.1	197
H20.4.1	341
H21.4.1	475
H22.4.1	629
H23.4.1	789
H24.4.1	1183

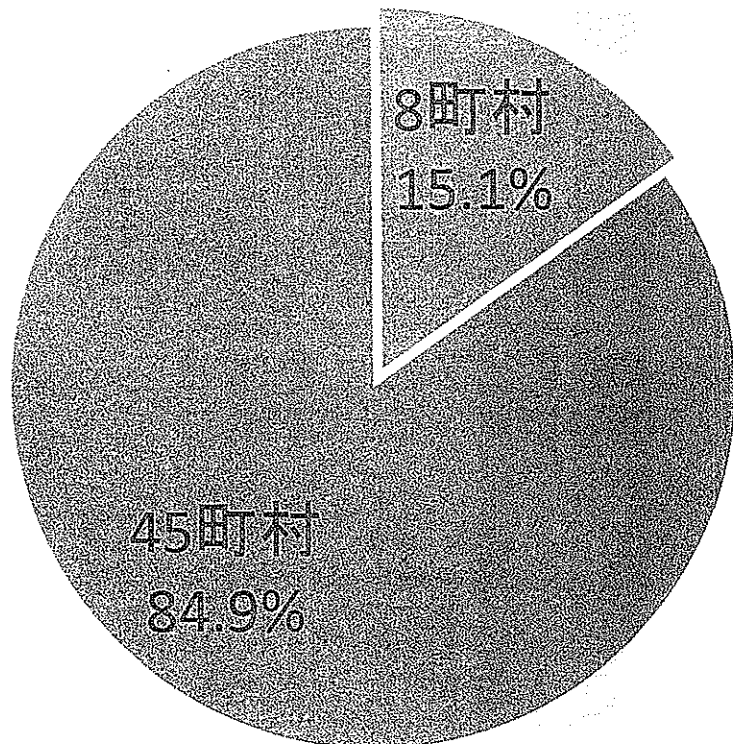
目標: 今後5年間で約3,000校に拡大(全公立小中学校の1割)

地方自治法(H16.9.29)
47-5

学校委員の役割が不明確か?

モ227-1 PL2/2/11

学校運営協議会の設置状況

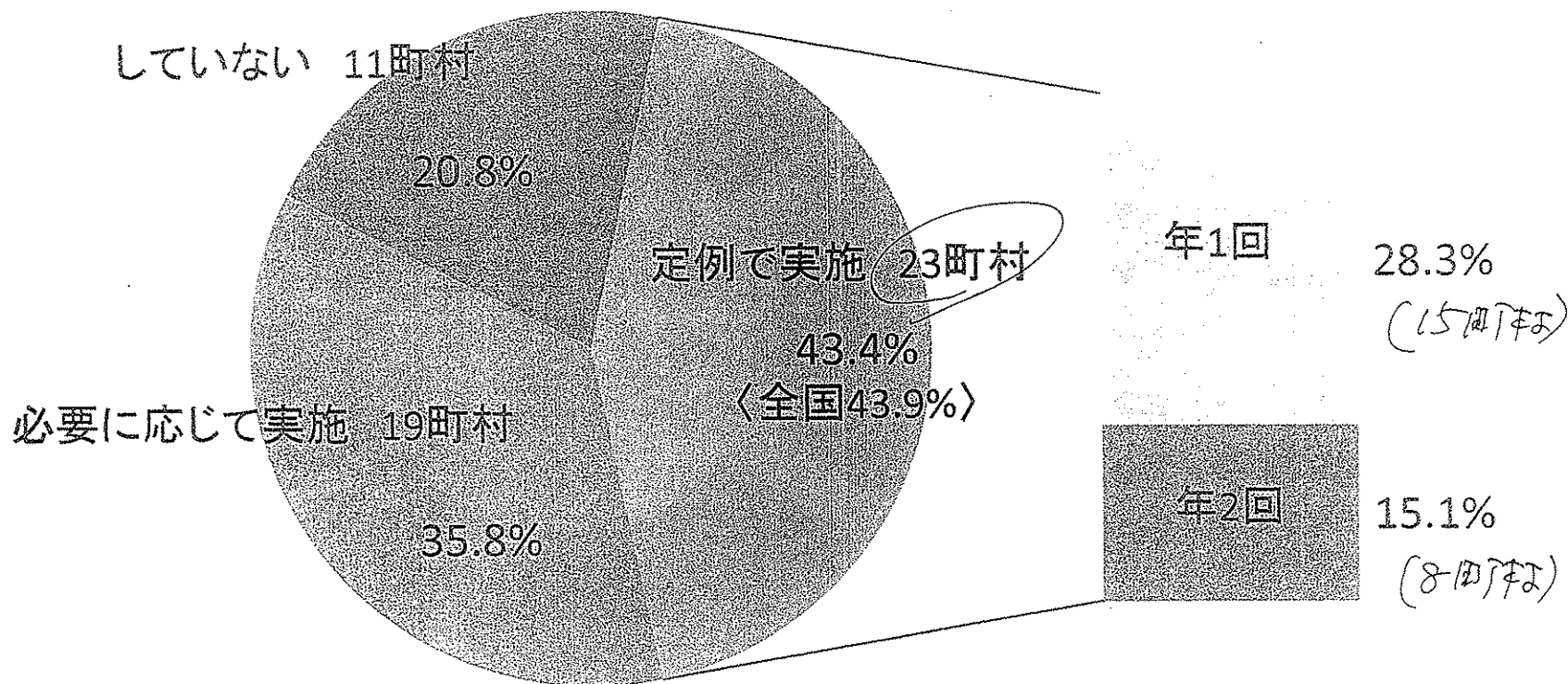


- 設置している
- 設置していない

※H24.4.1現在、全国の市町村で1,183校設置。今後5年間で全公立小中学校の1割(約3,000校)に拡大(文科省)

鳥取県(南部町 伯耆町)
 山口県(平生町 周防大島町) + 10市
 岡山県(早島町 美咲町 勝央町 矢掛町) + 2市
 広島県 1市 (尾道市)
 島根県 1市 (出雲市)

首長との懇談会



- 新年度予算編成前に年一回実施の町村が多い
- 日頃から意思疎通がしやすい環境にあるとの回答もある。

いじめ防止へハイパーQUテスト

全学校で実施へ

県教委

鳥取県教委は、いじめの未然防止に役立てるため、本年度モデル10校区(34小中学校)で実施した「ハイパーQUテスト」を、新たにすべての小・中学校、高校(3年生を除く)、特別支援学校に広げて実施する。9月補正で1回分、約2100万円を予算計上する。

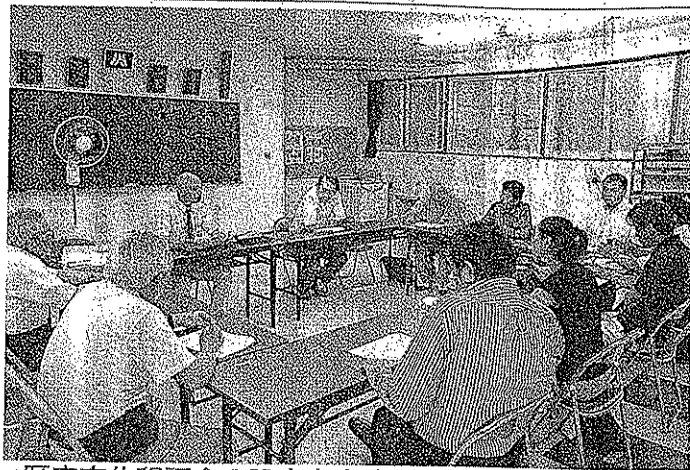
ハイパーQUテストは、学級満足度や学校生活意欲、ソーシャルスキルを把握する心理検査。児童・生徒の間関係や意欲的な学級集団がびつかが分かり、気にならな子どもを事前に発見できるという。業者が集計し、教師が分析する。

県教委は不登校対策事業として本年度、中学校区10校区の小学校24校、中学校10校でハイパーQUテストを2回実施。大津市のいじめ事件や学校との意見交換の中で、いじめの発見

に有効な手立ての一つとして実施を望む声が上がリ、緊急的に全校で取り組むことにした。テストは、モデル実施した小中学校34校を除く公立学校のすべての児童生徒と県立高校の全日制1、2年生と全定時制の生徒、特別

支援学校のすべての児童生徒、約5万6千人が対象。実施は年末ごろになる見込み。

県教委小中学校課は「いじめにつながるかもしれない人間関係の課題解決に有効なテスト。未然防止に役立てたい」としている。



歴史文化懇話会の設立と今後の活動について話し合う出席者=24日、大山町赤松の県立大山青年の家

横の連携を図り 大山の価値問う

「歴史文化懇話会」が設立

国立公園・大山の文化的、歴史的価値を問い直そうと24日、「伯耆の大山・歴史文化懇話会」が設立された。

大山の文化遺産に関係している研究者や実務担当者を中心に、横の連携を図りながら相互の交流や学習・研究活動を続けていく。

この日、大山町赤松の県立大山青年の家に開かれた設立準備会には、大山町の森田増範町長をはじめ大山寺圓流院の大館宏雄住職、大神山神社の相見正邦宮司、大山小学校の鷲見寛幸校長らが出席。会の設立や目的、今後の活動などを決めた。

大山寺は2018

「いじめにつながるかもしれない人間関係の課題解決に有効なテスト。未然防止に役立てたい」としている。

上場会長は「大山は古くから伯耆地方だけでなく出雲や因幡まで多くの人々にあがめられ、親しまれてきた。われわれの暮らしや心の中に深く根付いている『祈りの山・大山』を心ある者が文化遺産として見直し、後世に伝えていきたい」と話している。

「いじめにつながるかもしれない人間関係の課題解決に有効なテスト。未然防止に役立てたい」としている。

上場会長は「大山は古くから伯耆地方だけでなく出雲や因幡まで多くの人々にあがめられ、親しまれてきた。われわれの暮らしや心の中に深く根付いている『祈りの山・大山』を心ある者が文化遺産として見直し、後世に伝えていきたい」と話している。

「いじめにつながるかもしれない人間関係の課題解決に有効なテスト。未然防止に役立てたい」としている。

上場会長は「大山は古くから伯耆地方だけでなく出雲や因幡まで多くの人々にあがめられ、親しまれてきた。われわれの暮らしや心の中に深く根付いている『祈りの山・大山』を心ある者が文化遺産として見直し、後世に伝えていきたい」と話している。

「いじめにつながるかもしれない人間関係の課題解決に有効なテスト。未然防止に役立てたい」としている。

上場会長は「大山は古くから伯耆地方だけでなく出雲や因幡まで多くの人々にあがめられ、親しまれてきた。われわれの暮らしや心の中に深く根付いている『祈りの山・大山』を心ある者が文化遺産として見直し、後世に伝えていきたい」と話している。

間伐作業 自然を満喫

とっとり希望化計画21

大山で森林保全活動

自然や人材を活用し、大山の文化遺産に関係している研究者や実務担当者を中心に、横の連携を図りながら相互の交流や学習・研究活動を続けていく。

この日、大山町赤松の県立大山青年の家に開かれた設立準備会には、大山町の森田増範町長をはじめ大山寺圓流院の大館宏雄住職、大神山神社の相見正邦宮司、大山小学校の鷲見寛幸校長らが出席。会の設立や目的、今後の活動などを決めた。

大山寺は2018

敷地内

薬研堀試掘が 最終段階

的。法令に基づくもので、遺構の保存は想定していない。駐車場の広い部分を掘り起こすことになるが、同課の林佳史課長は「整備計画がまだはつきりしていな



自然や人材を活用し、大山の文化遺産に関係している研究者や実務担当者を中心に、横の連携を図りながら相互の交流や学習・研究活動を続けていく。

この日、大山町赤松の県立大山青年の家に開かれた設立準備会には、大山町の森田増範町長をはじめ大山寺圓流院の大館宏雄住職、大神山神社の相見正邦宮司、大山小学校の鷲見寛幸校長らが出席。会の設立や目的、今後の活動などを決めた。

大山寺は2018

【集計票Ⅱ】（中学校用）

市町村 北栄町教育委員会 電話番号 0858-37-5870
 担当者職・氏名 指導主事・桑本康昭

7月

 の数が一致すること

1 今月末までに長期欠席（30日以上）した児童生徒数の累計

理由別区分	1年	2年	3年	計
①病気	0	0	0	0
②経済的理由	0	0	0	0
③不登校	1	4	0	5
④その他	0	0	0	0
計	1	4	0	5

2 不登校児童生徒について

1の不登校児童生徒について以下の内容にお答えください

(1) 不登校状態が継続している（していた）理由

	ア学校生活 イ遊び非行 ウ無気力 エ不安 オ意図的 カ復合 キその他							小計	計
	ア学校生活	イ遊び非行	ウ無気力	エ不安	オ意図的	カ復合	キその他		
男	0	0	1	1	0	0	0	2	5
女	0	0	0	2	0	0	1	3	

(2) 生活の様子

1 主として、家・部屋に閉じこもっている	0
2 主として、家で自由に過ごしている	3
3 主として、家庭の外に出て過ごしている	0
4 主として、相談機関などに通っている	1
5 主として、学校で過ごしている	1
6 その他（ ）	0
計	5

(3) 教職員以外での支援の状況（複数回答可）

a 適応指導教室	b 児童相談所等福祉機関	c 医療機関	d スクールカウンセラー	e 心の教室相談員	f 子どもと親の相談員	g その他	h 特になし
1	0	0	2	2	0	0	2

aの適応指導教室とは、市町村設置の不登校適応指導教室等をさす。

(4) 変容の状況

継続的に登校する	A 教室に入り通常の学習ができる	1
	B 相談室・保健室登校ができる	0
断続的に登校する	C 教室に入り通常の学習ができる	0
	D 相談室・保健室登校ができる	0
登校にチャレンジする	E 教室に入り通常の学習ができる	0
	F 相談室・保健室登校ができる	0
G A～Fほどではないが、変容が見られる		0
H 再登校のきざしが見られない		4
計		5

調査Ⅱ 児童生徒の問題行動等に関する調査

	1 問題行動等と児童生徒数（人）					2 専門機関との連携（人）						
	1年	2年	3年	合計	学校で対応	児童相談所	警察	少年サポートセンター	家庭裁判所	少年補導センター	民生委員	その他（ ）
対教師暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生徒間暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対人暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物損壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いじめを受けた児童生徒数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
授業妨害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
授業エスケープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗み（万引き、窃盗）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫煙・飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜徘徊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（ ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（ ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

留意事項

- ①「その他」の項目には、「薬物乱用、暴走行為、交通事故（加害の場合）」について人数と問題行動を具体的に記入してください。
- ②一人の児童生徒による問題行動が同時期に複合して発生した場合は、主たる問題行動を一つ選択し記入してください。
- ③指導が複数月にわたる場合、件数については、指導を開始した月分として記入してください。
- ④専門機関との連携は、問題行動等と児童生徒数の合計の数と同じ又はそれ以上となるように記入してください。

【集計票Ⅰ】（小学校用）

学校名 北栄町教育委員会
担当者職・氏名

電話番号 0858-37-5870

指導主事・桑本康昭

7月

の数が一致すること

1 今月末までに長期欠席（30日以上）した児童生徒数の累計

理由別区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
①病気	0	0	0	0	0	0	0
②経済的理由	0	0	0	0	0	0	0
③不登校	0	0	0	0	0	0	0
④その他	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

2 不登校児童生徒について

1の不登校児童生徒について以下の内容にお答えください

(1) 不登校状態が継続している（していた）理由

	ア学校生活	イ遊び非行	ウ無気力	エ不安	オ意図的	カ複合	キその他	小計	計
	男	0	0	0	0	0	0		
女	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 生活の様子

1 主として、家・部屋に閉じこもっている	0
2 主として、家で自由に過ごしている	0
3 主として、家庭の外に出て過ごしている	0
4 主として、相談機関などに通っている	0
5 主として、学校で過ごしている	0
6 その他（ ）	0
計	0

(3) 教職員以外での支援の状況（複数回答可）

a 適応指導教室	b 児童相談所等福祉機関	c 区役機関	d スクールカウンセラー	e 心の教室相談員	f 子どもと親の相談員	g その他	h 特になし
0	0	0	0	0	0	0	0

aの適応指導教室とは、市町村設置の不登校適応指導教室等をさす

(4) 変容の状況

継続的に登校する	A 教室に入り通常の学習ができる	0
	B 相談室・保健室登校ができる	0
断続的に登校する	C 教室に入り通常の学習ができる	0
	D 相談室・保健室登校ができる	0
登校にチャレンジする	E 教室に入り通常の学習ができる	0
	F 相談室・保健室登校ができる	0
G A～Fほどではないが、変容が見られる	0	
H 再登校のきざしが見られない	0	
計	0	

調査Ⅱ 児童生徒の問題行動等に関する調査

	1 問題行動等と児童生徒数（人）							2 専門機関との連携（人）							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	学校で対応	児童相談所	警察	少年サポートセンター	家庭裁判所	少年補導センター	民生委員	その他（ ）
対教師暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生徒間暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対人暴力	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器物損壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いじめを受けた児童生徒数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
授業妨害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
授業ユスケープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
恐喝	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盗み（万引き、窃盗）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
喫煙・飲酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜徘徊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無断外泊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（ ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他（ ）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

留意事項

- ①「その他」の項目には、「薬物乱用、暴走行為、交通事故（加害の場合）」について人数と問題行動を具体的に記入してください。
- ②一人の児童生徒による問題行動が同時期に複合して発生した場合は、主たる問題行動を一つ選択し記入してください。
- ③指導が複数月にわたる場合、件数については、指導を開始した月分として記入してください。
- ④専門機関との連携は、問題行動等と児童生徒数の合計の数と同じ又はそれ以上となるように記入してください。

8 月 行 政 報 告

(8月27日 定例委員会)

＝教育総務課＝

1 教育委員会の開催について

7月31日 第9回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで、原案どおり承認されました。また、教育委員会と学校との連携・情報共有について、これまで以上に密接かつ十分に行なっていくことの重要性などについて協議を行いました。

○議事

- ・ 準要保護児童生徒の認定について
- ・ 区域外就学・校区外就学について

2 中学校の外国語（英語）指導助手について

8月8日 北条中学校・大栄中学校の新しい外国語（英語）指導助手が着任しました。

2学期から両中学校・小学校で英語指導を、こども園・保育所で交流事業を行ないます。任期は1年で、最長5年までです。

北条中学校 配属 氏名 クリスティーン・アン・オブライエン氏 (22歳・女性)
(イギリス バッキンガムシャー州出身)

大栄中学校 配属 氏名 スティーヴン・ジョーン・パーカー氏 (27歳・男性)
(ニュージーランド オタゴ州出身)

3 半日保育士体験の開催について

次のとおり、中学校教職員の半日保育士体験を行いました。これは、就学前の子どもの様子、保育士のかかわり方、保育の内容等を間近に見て子ども達にかかわることにより、子どもの発達特徴や基本的な生活習慣の定着の様子等を理解し、中学校での生徒理解や指導に活かすことを目的に、すべての中学校教職員に体験してもらうことを3年計画で行なっているものです。(今年で3年目)

大栄中学校教職員 7月23日 由良こども園 (1人)
7月24・25日、8月8日 大誠こども園 (3人)
7月26日、8月10日 大谷保育所 (2人)
8月10日 栄保育所 (1人)

北条中学校教職員 7月24・27日、8月2・8日 北条こども園 (7人)
8月20日 北条みどり保育園 (1人)

4 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位：円)

入札日	工事名等	内容	指名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
8/10	北条中学校 生徒用机イス 購入業務	生徒用机イ ス購入	4社	1回	672,000	納入期 限9/10
				株式会社 衣笠商会	441,000	

8 月 行 政 報 告

＝生涯学習課＝

1 第4回北栄てくてくウォークについて

8月5日、第4回北栄てくてくウォーク「コナンオブジェ探訪コース」を実施し、町内外より57名が参加しました。参加者は、コナンオブジェを巡った後、同日開催された「北栄ゆら由良川くんだり」を見学しました。

次回は、10月14日に「北条八幡宮と黙仙墓所探訪コース」を実施する予定です。

2 文化財保護委員会並びに北条歴史民俗資料館運営委員会について

7月27日、中央公民館会議室に於いて「第1回北栄町文化財保護委員会」並びに「第1回北条歴史民俗資料館運営委員会」を開催しました。

文化財保護委員会では、24年度事業の経過説明と、大栄文化学習館に収蔵され、現在東亀谷集会所等に収蔵している文化財資料の取り扱いと、今後のスケジュールにつき協議しました。

北条歴史民俗資料館運営委員会では、年間の事業計画、企画展示状況等を説明し、資料館の運営について協議しました。また、両委員会ともに任期切れに伴う委員長・副委員長の選出が行われ、下記のとおり決定しました。

【文化財保護委員】

委員長 日置余左エ門 氏 副委員長 南場 兄一 氏

【北条歴史民俗資料館運営委員】

委員長 前田 明範 氏 副委員長 吉田 聰美 氏

3 夏休み学び力アップ講座について

夏休み中の子どもたちに学びの場と、体験活動の機会を提供するため、7月31日～8月2日にかけて、町内2カ所で自主学習と体験学習を行う「町名編」と、8月9日～10日の間、船上山少年自然の家で体験活動を行う「町外編」を行いました。町内編では各自自主活動の後、科学実験や、チャーハンづくり、ニュースポーツ等を行い、町外編ではナイトハイク、野外炊飯など様々な活動体験をするとともに仲間づくりをしました。参加者は延べ53名でした。

4 北栄ゆら由良川くだりにについて

8月5日、運転免許試験場跡並びにコナン大橋周辺由良川で「北栄ゆら由良川くんだり」を開催しました。

この大会は、昨年まで「由良川いかだレース大会」として実施していたものを、実行委員会で検討し内容を一新したもので、従来のイカダタイムレースに加え、マンガコスプレ、ゴムボートの部を新設して実施しました。

ゴムボートの部、イカダの部に併せて34チームが参加しイカダの出来栄え、チームコスプレアピール、タイムを競いました。 結果は別紙のとおりです。

5 第2回北栄町人権同和教育推進指導員会議並びに地区推進員会議について

8月10日、役場大栄庁舎会議室に於いて「第2回北栄町人権同和教育推進指導員会議」を開催しました。会議では、9月から開催される小地域懇談会の担当自治会の日程調整、懇談会にあたっての確認を行いました。

また、8月17日には地区推進委員を対象に、日程並びに研修内容の確認と、会議の進行・周知方法について確認を行いました。

6 大栄地区の文化財資料の取り扱いについて

7月27日開催の文化財保護委員会で確認した、スケジュールを前倒しし、8月17日、大栄小学校に収蔵していた図書・古文書・茶道具・行政資料（国体・スイカサミット・庁舎関係等）を図書館車庫に移設し仕分け作業に取りかかりました。

今後、10月をめどに文化財保護委員、県文化財課等の協力を得て民具等を含め仕分けを進める予定です。

北栄ゆら由良 川くんだり2012
イカダの部 参加チーム一覧
出場 (15チーム)

◆小学生の部 (4チーム)

ゼッケン番号	チーム名	所属
2	チーム川猿	原子ども会
3	おおしまキャラクターズ	大島・西穂波子ども会
4	くにさかはまキッズ	国坂浜子ども会
5	瀬戸子ども会	瀬戸子ども会

◆一般の部 (11チーム)

ゼッケン番号	チーム名	所属
41	国坂浜飛び魚号	国坂浜自治会
46	ドラゴンボールF (Fは福永青年部のFだぜえ～)	福永自治会青年部
62	杉川牧場	杉川牧場
63	コンボイ	陸上自衛隊・米子
65	河川砂防課 由良ゆら号	鳥取県中部総合事務所 県土整備局河川砂防課
66	コンナン議会号	北栄町議会
67	北栄町職員労働組合 青年女性部	北栄町職員労働組合 青年女性部
72	ごうぎん	株式会社 山陰合同銀行
73	マツえもん	株式会社 松本鉄工所
80	大福丸	北栄町立大栄小学校
82	とりぎん	株式会社 鳥取銀行

北栄ゆら由良 川くんだり2012
ゴムボートの部 参加チーム一覧
出場 (15チーム)

◆一般の部 (14チーム)

番号	チーム名	所属
1	瀬戸自治会	瀬戸自治会
2	タートルネック	昭和54年会
3	花園	昭和54年会
4	くわもと一家	昭和54年会
5	紅東	昭和54年会
6	大島A	大島
7	大島B	大島
8	石宝ファミリー	弓原浜
9	第五分団4時まで	北栄町消防団
10	妻波パイオニアグループ	妻波自治会
11	リバーボーイズ	北栄町職員労働組合 青年女性部
12	ピカピカの1年生	
13	あさだ☆カスタマーセンター	
14	馬野建設	馬野建設

◆レディースの部 (5チーム)

番号	チーム名	所属
1	ホボアラサー♡	会社員
2	上嶋会選抜	
3	夏実	北栄町職員労働組合 青年女性部
4	えみえみ	
5	へとみ丸	

北栄ゆら由良 川くだり2012
イカダの出来ばえ賞 入賞チーム

◆学生の部

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	46	ドラゴンボールF (Fは福永青年部のFだぜえ〜)	福永自治会青年部
2	80	大福丸	北栄町立大栄小学校
3	67	北栄町職員労働組合 青年女性部	北栄町職員労働組合 青年女性部
4	66	コンナン議会号	北栄町議会
5	73	マツえもん	株式会社 松本鉄工所
6	41	国坂浜飛び魚号	国坂浜自治会

国際マンガサミット記念
マンガコスプレ賞 入賞チーム

◆学生の部

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	80	大福丸	北栄町立大栄小学校
2	46	ドラゴンボールF (Fは福永青年部のFだぜえ〜)	福永自治会青年部
3	67	北栄町職員労働組合 青年女性部	北栄町職員労働組合 青年女性部
4	73	マツえもん	株式会社 松本鉄工所
5	82	とりぎん	株式会社 鳥取銀行
6	65	河川砂防課 由良ゆら号	鳥取県中部総合事務所 県土整備局河川砂防課

北栄ゆら由良 川くだり2012 イカダの部 公式タイム表

◆小学生の部 (4チーム)

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属	記録
1	4	くにさかはまキッズ	国坂浜子ども会	0:05:30
2	3	おおしまキャラクターズ	大島・西穂波子ども会	0:05:58
3	5	瀬戸子ども会	瀬戸子ども会	0:07:15
4	2	チーム川猿	原子子ども会	0:09:53

◆一般の部

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属	記録
1	65	河川砂防課 由良ゆら号	鳥取県中部総合事務所 県土整備局河川砂防課	0:03:23
2	62	杉川牧場	杉川牧場	0:03:26
3	41	国坂浜飛び魚号	国坂浜自治会	0:03:49
4	66	コンナン議会号	北栄町議会	0:04:05
5	82	とりぎん	株式会社 鳥取銀行	0:04:35
6	63	コンボイ	陸上自衛隊・米子	0:04:53
7	73	マツえもん	株式会社 松本鉄工所	0:05:12
8	72	ごうぎん	株式会社 山陰合同銀行	0:05:34
9	67	北栄町職員労働組合 青年女性部	北栄町職員労働組合 青年女性部	0:05:49
10	80	大福丸	北栄町立大栄小学校	0:06:17
11	46	ドラゴンボールF (Fは福永青年部のFだぜえ〜)	福永自治会青年部	0:10:35

北栄ゆら由良 川くだり2012 ゴムボートの部 公式タイム表

◆一般の部

順位	番号	チーム名	所属	記録
1	3	花園	昭和54年会	0:01:24
2	7	大島B	大島	0:01:39
3	14	馬野建設	馬野建設	0:01:49
4	6	大島A	大島	0:01:53
5	2	タートルネック	昭和54年会	0:01:55
6	8	石宝ファミリー	弓原浜	0:02:03
7	1	瀬戸自治会	瀬戸自治会	0:02:18
8	11	リバーボーイズ	北栄町職員労働組合 青年女性部	0:02:22
9	5	紅東	昭和54年会	0:02:25
10	10	妻波パイオニアグループ	妻波自治会	0:02:33
11	9	第五分団4時まで	北栄町消防団	0:02:50
12	13	あさだ☆カスタマーセンター		0:03:24
13	4	くわもと一家	昭和54年会	0:03:35
14	12	ピカピカの1年生		0:03:36

◆レディースの部 (4チーム)

順位	番号	チーム名	所属	記録
1	3	夏実	北栄町職員労働組合 青年女性部	0:01:46
2	2	上嶋会選抜		0:01:58
3	1	ホボアラサー♡	会社員	0:02:22
4	4	えみえみ		0:03:30
5	5	へとみ丸		N/A



資料No. 1

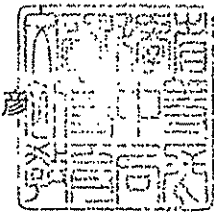


24文科初第556号
平成24年8月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
布村 幸彦



(印影印刷)

平成24年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱い及び
調査結果等の活用について（通知）

平成24年度全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の抽出調査の結果（以下「抽出調査の結果」という。）については、「平成24年度全国学力・学習状況調査の実施について」（平成23年12月9日付け23文科初第1254号文部科学副大臣通知）において示した「平成24年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、本日公表します。

（1）調査の結果の取扱いについて

今後、文部科学省から各都道府県教育委員会及び抽出調査の対象となった学校を設置管理する各教育委員会並びに抽出調査の対象となった各学校に対して、抽出調査の結果を提供することとなりますが、その取扱いについては、実施要領に基づき、適切に行われる必要があります。

については、各教育委員会においては、下記Iに示す、実施要領の該当部分及び留意事項（以下「実施要領の趣旨」という。）に基づき、序列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であることなどを踏まえ、本調査の結果の取扱いを適切に行うとともに、所管の学校に対して指導、助言及び周知していただくようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の調査に関係する市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）に対して、国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校に対して、同様に、実施要領の趣旨に基づき、本調査の結果の取扱いについて序

列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であることに関して指導、助言及び周知の徹底をお願いします。

都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、実施要領の趣旨を踏まえ、本調査の結果の取扱いについて序列化や過度な競争につながらないよう特段の配慮が必要であることに関して、十分周知をお願いします。

(2) 調査結果等の活用について

各教育委員会、学校法人、学校設置会社、国立大学法人及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）においては、今後、抽出調査の結果及びこれまで4回の全国学力・学習状況調査の結果、地方公共団体や各学校における独自の調査の結果並びに必要ながあれば希望利用方式による調査の結果（以下、「調査結果等」という。）を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、更には学校における教育指導の充実や学校状況の改善に役立てることが重要です。

については、各教育委員会においては、下記Ⅱに示す留意事項を参考にして、調査結果等の活用に関し更に努め、調査に関係する所管の学校に対して、調査結果等の適切な活用について指導、助言、支援及び周知を行うようお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の調査に関係する市町村教育委員会に対して、国立大学法人学長におかれては調査に関係する附属学校に対して、調査結果等の適切な活用について指導、助言、支援及び周知を行うようお願いします。

都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本調査の結果の適切な活用について十分周知をお願いします。

なお、文部科学省としては、各教育委員会、学校等における、本調査結果を活用した改善の取組を支援するため、別添に示す取組を行うこととしていますので、併せてお知らせします。

記

I. 本調査結果の取扱いについて

1. 基本的な考え方

本調査に協力した教育委員会は、実施要領を前提として調査に協力したものであり、本調査結果の取扱いについては実施要領に基づいて行うこと。

2. 抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の取扱いについての配慮事項 抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問

紙に関する調査結果等の取扱いについての配慮事項は、以下のとおりとする。

- (1) 文部科学省は、抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- (2) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、
 - (1)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。
- (3) 抽出調査の対象となった学校に在籍する児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果の提供を受けた教育委員会又は学校が、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげる趣旨で、調査結果を独自に集計する場合、集計結果の公表又は情報公開請求における開示については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、以下の点に十分配慮する。
 - (ア) 教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること
 - (イ) 情報公開条例等との関係
 - (ウ) 序列化や過度の競争につながらないようにすること
 - (エ) 各児童生徒の個人情報の保護との関係

3. 希望利用による調査の結果の取扱い

希望利用による調査の結果の示し方、公表、提供、取扱いの配慮事項、活用については、学校の設置管理者において判断することとする。

特に、2.(3)に記載の点については、希望利用による調査においても十分配慮すること。

4. 平成19年度から22年度までの全国学力・学習状況調査の結果の取扱い

平成19年度から22年度までの全国学力・学習状況調査の結果については、「平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について(18文科初第317号文部科学事務次官通知)」において示した「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」、「平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について(19文科初第865号文部科学事務次官通知)」において示した「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」、「平成21年度全国学力・学習状況調査の実施について(20文科初第1067号文部科学事務次官通知)」において示した「平成21年度全国学力・学習状況調査に関する実施要

領」及び「平成22年度全国学力・学習状況調査の実施について(21文科初第381号文部科学副大臣通知)」において示した「平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき、引き続き取扱うこと。

II. 調査結果等の活用について

1. 調査結果等の分析・検証について

各教育委員会、学校等においては、調査結果等に基づき、自らの教育及び教育施策の成果や課題等を具体的に把握・検証したり、児童生徒の学力・学習状況等について多面的な分析を行い、その結果を踏まえ、調査結果の活用に取り組むことが重要であること。特に、本調査結果については、以下のようなことが考えられること。

(1) 教科に関する調査結果の分析・検証について

児童生徒の学力の状況や課題等を的確に把握・検証するため、①教科ごとの平均正答数、平均正答率、中央値等の数値データによる分析だけではなく、②児童生徒の正答数の分布の形状等から全体的な状況を把握・検証したり、③設問別の調査結果から学習指導要領の領域や評価の観点、問題形式ごとの正答や無解答の状況を分析したり、④解答類型別の結果から個々の設問における誤答や無解答の状況を分析したり、⑤これまで4回の調査結果の状況等との経年変化を比較分析したりするなど、それぞれの状況に即し、多面的な分析を行い、指導上の課題等を明らかにすること。

(2) 質問紙調査の結果の分析・検証について

児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果の検証・分析により、児童生徒の学習意欲・学習環境・生活習慣等、学校の指導方法に関する取組や教育条件の整備の状況等の具体的な状況を把握・検証をするとともに、これらの状況と学力との相関関係等について分析を行ったり、学力や学習状況等の調査結果を組み合わせる学校等における全体的な特徴を把握・分析したりすることなどにより、教育や教育施策の成果、取り組むべき課題等を明らかにすること。

2. 学校における改善に向けた取組の推進について

(1) 各学校においては、調査結果等の分析・検証の結果を踏まえ、指導計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。その際には、調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や改善に向けた取組について検討すること。

(2) 各学校においては、教育指導等の改善に向け、具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

(ア) 調査結果等の分析・検証の結果から見られる課題等を踏まえて授業の改善を

行ったり、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習、補充的な学習などの個に応じた指導を適切に実施したり、家庭学習の課題を適切に与えるなど具体的な指導内容や指導方法等の改善に向けた取組を行うこと。特に、課題が見られた児童生徒に対しては、学習状況の改善や学習意欲の向上につなげていくという観点を十分考慮しながら、それぞれの課題に応じて、補充学習等の教育指導を適切に行うことなどにより、基礎的・基本的な学力の定着に努めること。

- (イ) 保護者や地域等の理解と協力のもとに十分に連携をとりながら、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を行うこと。
- (ウ) 調査結果等の分析・検証の結果から課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。
- (エ) 平成21年度全国学力・学習状況調査の小学校調査の結果と、本調査の中学校調査の結果との分析結果等を踏まえ、小学校と中学校において課題を共有して改善に取り組むなど、十分に連携をとりながら取組を行うこと。

3. 教育委員会における改善に向けた取組の推進

- (1) 各教育委員会においては、調査結果等の分析・検証の結果等を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の新たな作成や必要な見直しを行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。また、改善計画等に基づく取組の成果を踏まえ、改善計画等の必要な見直しを行うなど、継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組を進めること。その際、都道府県・指定都市教育委員会においては、「確かな学力の育成に係る実践的調査研究」(全国学力・学習状況調査の結果を活用した調査研究)(平成22年度文部科学省委託事業)において作成した成果報告書等を適切に活用することが考えられること。
- (2) 各教育委員会においては、改善計画等に基づき、具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。
 - (ア) 学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況等に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うこと。その際、特に課題が見られる学校における意欲的な改善の取組について積極的に支援すること。
 - (イ) 指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。
 - (ウ) 優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果等の検証・分析手法等の周知に努めるなど、域内における教育指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

4. 教育における検証改善サイクルの確立等

各教育委員会、学校等においては、上記の取組等を通じて、保護者等への説明責任を適切に果たしつつ、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することが求め

られること。そのため、調査結果等の分析・検証の結果を踏まえた改善の取組については、域内全体や学校ごとの教育や教育施策に適切に反映させるとともに、教育委員会や域内の学校の教職員等が情報を適切に共有しながら取り組むことが重要であること。

また、平成19年度以降の調査の結果を活用した取組の成果を踏まえ、改善計画等の必要な見直しを行うなど継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組を進めることが重要であること。

(参考資料)

別添 文部科学省における全国学力・学習状況調査の結果を活用した平成24年度の取組

(参考)「全国的な学力調査について」のホームページ (文部科学省ウェブサイト)

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

「平成24年度全国学力・学習状況調査 調査結果について」のホームページ (国立教育政策研究所ウェブサイト)

<http://www.nier.go.jp/12chousakekka/index.htm>

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局 参事官付学力調査室

電話 03-5253-4111 (代表) 内線 3726

文部科学省における全国学力・学習状況調査の結果を活用した平成24年度を取組

調査結果等を活用した学校改善に向けた取組の促進

全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた、教育指導の充実や学校状況の改善に向けた具体的な取組に関する実践研究を実施し、意欲的な学校の取組事例などの成果の普及を図る。

1. 調査結果の分析・検証や教育指導等の改善の取組に資する資料の作成・配布等
 - (1) 調査問題のねらいや学習指導に当たっての参考事項などを示した「平成24年度全国学力・学習状況調査 解説資料」(平成24年4月 国立教育政策研究所)を作成し、各学校等に配布した。
 - (2) 設問ごとに全国的な分析結果や指導改善のポイント等を示した「平成24年度全国学力・学習状況調査 調査結果概要」(平成24年8月 文部科学省・国立教育政策研究所)等を作成し、公表した(文部科学省及び国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載)。また、平成24年度全国学力・学習状況調査に関する「報告書」(文部科学省・国立教育政策研究所)をとりまとめ、本年9月頃に各学校等に配布する。
 - (3) 調査結果について様々な視点から更に専門的な分析を行い、教育施策の改善に向けた取組に役立てるため、「全国的な学力調査に関する専門家会議」等において追加的な分析・検証を行い、その成果等を基に逐次結果をとりまとめ、各教育委員会等に配布する。
 - (4) 教育委員会・学校における調査の結果等を活用・分析して明らかになった課題のうち、地域内の学校が共通に有しており、地域的に解決が求められている課題や、地域的な事情等から個々の学校のみでは解決が困難な課題等の改善を図るため、教育委員会、学校等が連携しながら地域として学校の教育活動等の改善に取り組む実践研究の概略等を掲載した成果報告書を今後公表し各教育委員会等に配布する。
 - (5) 各学校において、今後の教育指導や児童生徒の学習状況の改善等に活用できるようにするため、平成24年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、授業を改善する際の参考となるよう、授業のアイデア例をまとめたパンフレット「授業アイデア例」(国立教育政策研究所)を作成し、各教育委員会・学校等に本年9月頃に配布する。

(6) 平成19年度から平成22年度までの4回の調査において、各教科の領域等で複数年度にわたって出題されたものに係る調査問題の各正答の状況から、成果として認められるものと、課題として考えられるものを整理し、課題として考えられるものについては、それぞれに係る教育指導のポイント等を「全国学力・学習状況調査の4年間の調査結果から今後の取組が期待される内容のまとめ」(国立教育政策研究所)として取りまとめ、本年6月に各都道府県・指定都市教育委員会へ配布した(本年9月に市販する予定)。

2. 調査結果、指導改善のポイント等に係る説明会の開催

調査結果、指導改善のポイント、授業アイデア例等の内容の理解、これらの活用による授業の改善に役立つよう、説明会を本年9月に開催する。また、都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うため、国立教育政策研究所の学力調査官等を派遣する。

3. 国立教育政策研究所が行う研究指定校事業における研究

(1) 児童生徒の観察・実験における技能の習得状況の把握・分析

今後の授業の改善等に役立つよう、国立教育政策研究所が行う小・中学校理科の研究指定校において、児童生徒の観察・実験の技能の習得状況を把握し、分析を行う。

(2) 課題と考えられる領域等に係る指導法等の研究

国立教育政策研究所が行う研究指定校事業において、これまでの全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて各教科で児童生徒の課題と考えられる領域等に係る指導法等の工夫改善についての研究を行う。

6. 教職員の配置

都道府県教育委員会が、域内の学校の学力定着の状況を踏まえ、補充学習や習熟度別指導などの取組を行うために人的措置を講じようとする場合、都道府県教育委員会からの申請に基づき、教職員の加配措置等の必要な支援を行う。

事務連絡
平成24年7月26日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県私立学校担当部局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局
各国立大学法人附属学校担当部局
全国学力・学習状況調査担当課 御中

文部科学省初等中等教育局参事官付学力調査室

平成25年度全国学力・学習状況調査の設計について

平素より全国学力・学習状況調査に御協力いただき誠にありがとうございます。

今般、文部科学省において、別添のとおり平成25年度調査（きめ細かい調査）の設計をまとめましたので、お知らせいたします。

別添にあるとおり、本体調査は対象学年（小学校第6学年、中学校第3学年）の全児童生徒を対象に実施することを予定しております。

なお、平成25年度調査の調査日は、平成23年9月9日付け事務連絡「来年度以降の全国学力・学習状況調査について」で御連絡しているとおり、平成25年4月24日（水）の予定です。

つきましては、都道府県教育委員会におかれては、市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては、調査に関係する所管の学校に対して、都道府県私立学校担当部局におかれては、調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局におかれては、調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人附属学校担当部局におかれては、調査に関係する附属学校に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

〈本件担当〉

文部科学省初等中等教育局参事官付学力調査室

柿澤、中出、桐野、三浦

電話：03-5253-4111（内線3726）

平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の設計概要

- 対象学年(小6・中3)の全児童生徒を対象とした本体調査により、すべての市町村・学校等の状況を把握するとともに、
 - 経年変化分析や経済的な面も含めた教育格差を把握するための調査等を新たに実施し、きめ細かい把握・分析を行う。
- これによって、教育施策の成果と課題に関する検証改善、児童生徒に対する教育指導の改善等をきめ細かな形で行う。
 (※「きめ細かい調査」は数年に一度継続的に実施)

すべての市町村・学校等の状況を把握・分析

本体調査（全数・一斉実施）

- 調査日：25年4月24日（水）予定
- 対象：小6、中3

教科に関する調査（国語、算数・数学）

- 地域（市町村・学校等）の状況の把握・分析（震災の影響を含む）

質問紙調査（児童生徒・学校）

質問紙を複数化し、項目を充実

- 無解答の理由等の把握・分析
- 学校外での状況の把握
- 指導方法の状況の把握

専門家による追加分析

追加調査による更にきめ細かい把握・分析

経年変化分析のための調査（抽出）

- 同一問題による厳密な経年変化分析
 - 実施時期：25年5月～6月の一定期間内で対象学校が可能な日時
 - 対象：本体調査を実施した児童生徒の一部
 - ※小200校程度、中250校程度抽出
 - 内容：国語、算数（数学） ※非公開
 - ※各学校は1教科のみ実施（小40分、中45分）

保護者アンケート調査（抽出）

- 家庭状況等の把握
 - 実施時期：25年4月末～5月頃
 - 対象：本体調査を実施した児童生徒の保護者の一部
 - ※小450校程度、中400校程度抽出

教育委員会アンケート調査（全数）

- 効果のある施策の把握
 - 実施時期：25年4月末～5月頃
 - 対象：都道府県・市町村教育委員会

- 家庭状況等と学力等の関係の分析
- 指導方法と学力等の関係の分析 など

きめ細かい把握・分析

〈学力の把握・分析〉

- 地域の状況の把握・分析
- 経年変化分析
- 無解答の理由等の把握・分析

〈学力に影響を与える要因の把握・分析〉

- 家庭状況等による教育格差と学力等の状況の把握・分析

〈教育施策の検証等〉

- 国・教育委員会における教育施策の検証等（少人数学級等）

〈効果的な指導方法の把握・分析〉

- 学校における効果的な指導方法の把握・分析

平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の設計

全国学力・学習状況調査は、当面、抽出調査及び希望利用方式で実施するとともに、数年に一度「きめ細かい調査」を実施する。

平成 25 年度は、平成 24 年 1 月に取りまとめられた「『きめ細かい調査』の基本的な枠組み」（全国的な学力調査に関する専門家会議）を踏まえ、以下の設計に基づき「きめ細かい調査」を実施する。

1. 全体

- ・対象学年（小学校第 6 学年、中学校第 3 学年）の全児童生徒を対象とした本体調査（従来から実施している一斉調査）により、すべての市町村・学校等の状況を把握するとともに、
 - ・経年変化分析や経済的な面も含めた教育格差を把握するための調査等を新たに実施し、きめ細かい把握・分析を行う。
- これによって、教育施策の成果と課題に関する検証改善、児童生徒に対する教育指導の改善等をきめ細かな形で行う。

<平成 25 年度調査できめ細かい把握・分析を行う内容>

■学力の把握・分析

1. 地域の状況の把握・分析
2. 経年変化分析
3. 無解答の理由等の把握・分析

■学力に影響を与える要因の把握・分析

4. 家庭状況等による教育格差と学力等の状況の把握・分析

■教育施策の検証等

5. 国・教育委員会における教育施策の検証等

■効果的な指導方法の把握・分析

6. 学校における効果的な指導方法の把握・分析

<実施内容>

(1) 本体調査（従来実施している一斉調査）

[調査日] 平成 25 年 4 月 24 日（水）予定

[調査対象] 小学校第 6 学年・中学校第 3 学年の全児童生徒

[調査内容] 国語・算数（数学）、質問紙調査

※質問紙調査については、きめ細かい把握・分析ができるよう、児童生徒質問紙を複数化（3冊子）して、1冊子の分量は変更せずに全体として把握する項目数を充実。

(2) 追加調査

- ・経年変化分析のための調査
- ・保護者アンケート調査
- ・教育委員会アンケート調査

(3) 専門家による追加分析

2. 分析内容ごとの実施事項

1. 地域の状況の把握・分析

- 市町村、学校等における検証改善サイクルの構築、国における施策の検証・策定等に生かすため、すべての市町村・学校等の状況を把握する。
- 地域の規模別の状況及び東日本大震災の被災地域の状況を把握・分析する。

実施内容

① 本体調査による把握・分析

- ・地域の規模別の状況について、平成19年度～21年度調査の状況との比較分析を行う。
- ・東日本大震災の被災地域の状況について、過去の調査結果との比較分析を行う。

② 専門家による追加分析（被災地域の状況）

- ・被災地域の状況について、特徴的な傾向が見られた地域等の実地調査等により、きめ細かく把握・分析する。

2. 経年変化分析

- これまでの調査では困難であった同一問題による厳密な経年比較を行い、全国レベルでの児童生徒の学力の状況（特に過去の調査において明らかになった課題の状況）を経年で把握・分析する。

実施内容

①経年変化分析のための調査（追加調査）

- ・本調査は数年に一度の「きめ細かい調査」において継続的に実施する。
- ・平成 25 年度調査は、次回以降の経年変化分析のためのデータを得ることが主たる目的となるが、過去の調査問題も活用して一定程度の分析を行う。

（調査の概要）

【実施時期】平成 25 年 5 月～6 月の一定期間内で抽出された学校が可能な日

【調査対象】本体調査を実施した児童生徒の一部

小学校 200 校程度、中学校 250 校程度を抽出

抽出率は、小学校 1%、中学校 2.5%程度

人数換算すると、小学校 1 万人、中学校 3 万人程度

*抽出の考え方…95%信頼区間、誤差±2.5%以内（悉皆調査での最新データである 21 年度調査の結果を勘案）で全国の状況が把握できるよう学校単位で抽出（数値は現時点の試算であり、今後変更があり得る。）

【調査内容】国語・算数（数学）【調査問題は非公開】

- ・主として「知識」に関する問題（A問題）と主として「活用」に関する問題（B問題）を出題。
- ・過去の調査問題も出題。
- ・問題冊子は複数作成し、各学校ではそのうち 1 教科・1 冊子のみ調査を実施する。（時間は 1 単位時間（小 40 分、中 45 分））
- ・調査問題関係の児童生徒質問紙調査をあわせて実施（5 分程度）

②本体調査における分析

- ・これまでも過去の調査と同一又は類似の問題を出題しているが、平成 25 年度調査においても引き続きこれまでの調査において見られた課題を踏まえた問題を出題し、平成 25 年度調査時点の状況について分析する。

3. 無解答の理由等の把握・分析

- 我が国の児童生徒の課題として、記述式問題の無解答率が高いことが指摘されていることから、無解答と児童生徒の意識・学習状況等の関係を把握・分析し、無解答の減少に効果的な指導方法を明らかにする。

実施内容

①本体調査による把握・分析

- ・記述式問題が無解答だった児童生徒の質問紙調査（記述式問題が無解答の理由を尋ねる項目も追加）の回答状況を分析し、無解答の児童生徒の学習状況等に関する特徴等を把握する。

②専門家による追加分析

- ・無解答率が低い（特に過去の調査に比べて大きく減少した）学校の取組等を把握・分析し、無解答の減少に効果的な指導方法を明らかにする。

4. 家庭状況等による教育格差と学力等の状況の把握・分析

- 学校外において児童生徒の学力等に影響を与える要因として、家庭状況等（経済状況、教育支出、子どもへの接し方、保護者の意識・行動等）と児童生徒の学力等の関係について分析を行う。

実施内容

①保護者アンケート調査（追加調査）

- ・家庭状況等（経済状況、教育支出、子どもへの接し方、保護者の意識・行動等）について一部の保護者に対してアンケート調査を実施する。
（調査結果については、専門家による追加分析の結果（下記③）として公表）

（調査の概要）

[実施時期] 平成 25 年 4 月末（本体調査実施日以降）～5 月頃

[調査対象] 本体調査を実施した児童生徒の保護者

小学校 450 校程度、中学校 400 校程度を抽出

抽出率は、小学校 2%、中学校 3%程度

人数換算すると、小学校 2 万人、中学校 3 万人程度

*抽出の考え方…地域規模別（大都市・中核市・その他の市・町村・へき地）に、教科に関する調査について 95%信頼区間、誤差±2.5%以内（悉皆調査での最新データである平成 21 年度調査の結果を勘案）となるよう学校単位で抽出（数値は現時点の試算であり、今後変更があり得る。）

②本体調査による把握・分析

- ・児童生徒の家庭における様子など学校外での状況について尋ねる項目を児童生徒質問紙に追加し、当該結果と学力等との関係を分析する。
（児童生徒質問紙の項目については、児童生徒のプライバシーや自尊心などに留意して検討）

③専門家による追加分析

- ・保護者アンケート調査の結果の分析等を行い、家庭状況等と児童生徒の学力等の関係や、全体の傾向と異なり特に成果を上げている学校の特徴等について分析する。

5. 国・教育委員会における教育施策の検証等

- 今後の学校環境改善の検討に役立つよう、少人数学級や教職員加配等の国の教育施策の検証や、教育委員会等における効果のある施策等の把握・分析を行う。

実施内容

①教育委員会アンケート調査（追加調査）

- ・都道府県・市町村教育委員会に対し、教育施策に関するアンケート調査を実施するとともに、特徴的な傾向が見られた教育委員会へのヒアリング（実地調査）を行い、効果のある施策等の把握・分析を行う。

（調査の概要）

【実施時期】平成25年4月末～5月頃

【調査対象】全都道府県・市町村教育委員会

②本体調査による把握・分析

- ・少人数学級など国の施策に関わる状況等について尋ねる項目を質問紙調査に追加し、当該結果と学力等との関係を分析する。

6. 学校における効果的な指導方法の把握・分析

- これまで明らかになった成果や課題等を踏まえ、学校における効果のある指導方法について、きめ細かい把握・分析を行う。

実施内容

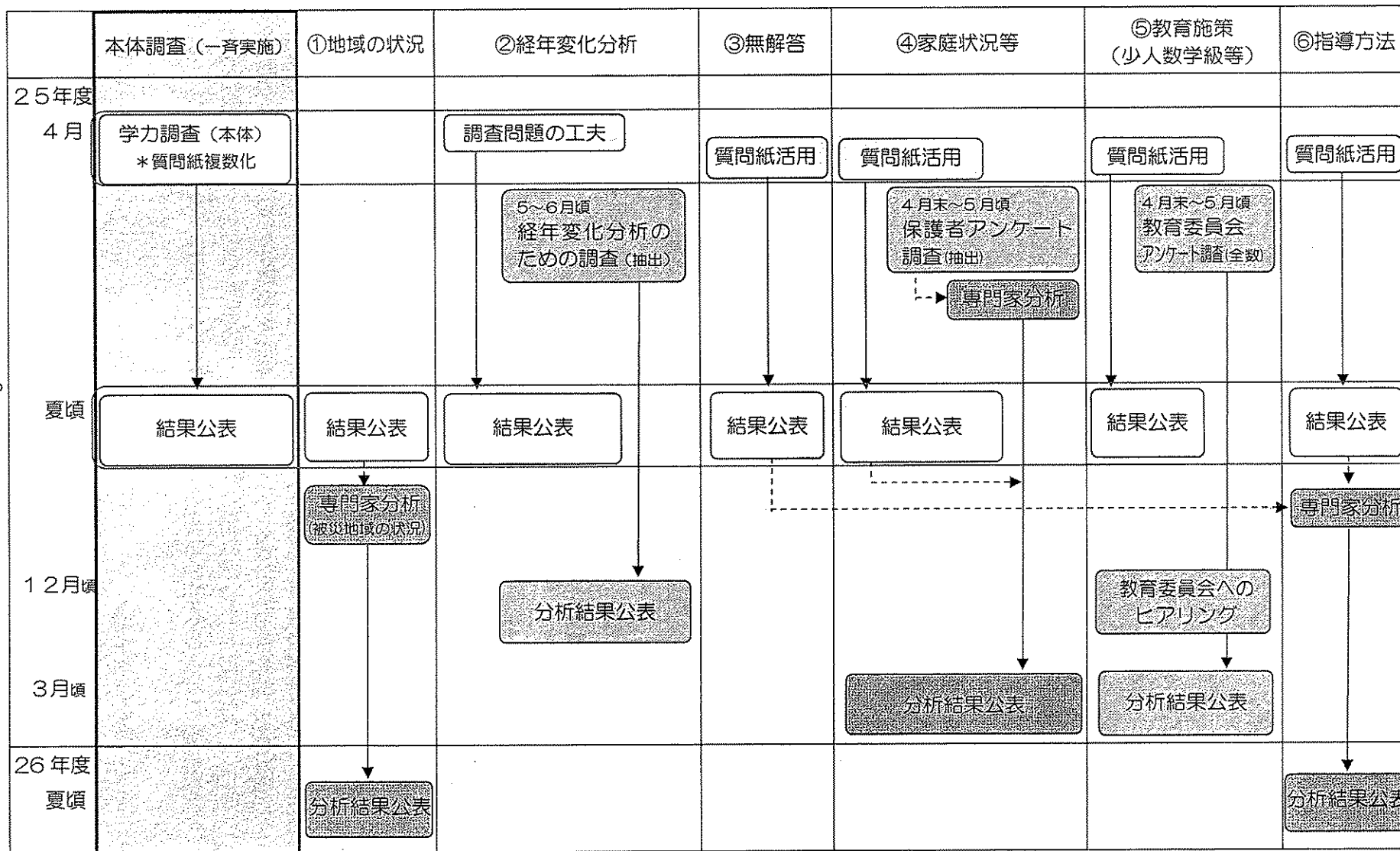
①本体調査による把握・分析

- ・これまでの調査において明らかになった成果や課題等を踏まえ、効果があると考えられる指導方法の実施状況について尋ねる項目を質問紙調査に追加し、当該結果と学力等の関係を分析する。

②専門家による追加分析

- ・指導方法と学力等との関係について、実地調査や教員等へのアンケート調査などを行い、学校における効果的な指導方法（活用能力の向上、低学力層の底上げ、意欲関心の向上等の効果があるものなど）について把握・分析する。

平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の実施イメージ



参考資料

※時期は現時点での見込み

平成24年第5回北栄町議会定例会会期日程(案)

北栄町議会事務局

会期	月 日	曜	審 議 内 容
1	9月12日	水	本会議 ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期の決定 ・ 請願、陳情の付託 ・ 議案の説明 (H23決算)
2	9月13日	木	本会議 ・ 議案の説明 (条例、H24補正予算)
3	9月14日	金	常任委員会審査、調査 ・ 総務常任委員会：第1委員会室 (午前9時から) ・ 産業建設常任委員会：北条庁舎第1会議室 (午前9時から) ・ 教育民生常任委員会：第2委員会室 (午前9時から)
4	9月15日	土	休会
5	9月16日	日	休会
6	9月17日	月	休会
7	9月18日	火	本会議 ・ 一般質問
8	9月19日	水	本会議 ・ 一般質問
9	9月20日	木	休会
10	9月21日	金	休会
11	9月22日	土	休会
12	9月23日	日	休会
13	9月24日	月	本会議 ・ 議案の審議 (決算、条例、補正予算の質疑のみ) ・ 請願、陳情の採決
14	9月25日	火	休会 (予備日)
15	9月26日	水	本会議 ・ 議案の採決 (決算、条例、補正予算の討論、採決) ・ 議員提出議案の審議、採決 ・ 閉会中継続調査申出等の採決

北栄町人権擁護委員名簿

(H24.9.12現在)

番号	行政区	氏名	年齢	任期 (3年)	備考
1	北栄町六尾	アサキ タダ ヒコ子 畔田 敏子	65歳	H24. 12. 31 まで	H24年9月議会提出
2	北栄町松神	クワダ ノリヨ 代 桑田 紀代	71歳	H25. 3. 31 まで	H24年12月議会提出
3	北栄町下神	イワ カキ ヒコエ 恵 岩 垣 知 恵	63歳	H25. 6. 30 まで	H25年3月議会提出
4	北栄町みどり1区	ミヅタ ヒササ 政 三 谷 壽 政	64歳	H25. 6. 30 まで	''
5	北栄町西高尾	カワカミ 算 中 川 算	63歳	H25. 6. 30 まで	''
6	北栄町由良宿1区	シロノ 隆 好 遠 藤 隆 好	65歳	H27. 6. 30 まで	H27年3月議会提出

諮問第 号

人権擁護委員の候補者推薦に係る意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項により、議会の意見を求める。

記

住 所 鳥取県東伯郡北栄町六尾288番地1
氏 名 畔 田 敏 子
生年月日 昭和22年 5月 4日

平成24年 9月12日提出

北栄町長 松 本 昭 夫

諮問第 号

諮問第 号 人権擁護委員候補者の推薦につき、議会の意見を求めることについて 提案理由を申し上げます。

北栄町の人権擁護委員の定数は 6 名でございます。平成 24 年 12 月 31 日付で、北栄町六尾の ^{あぜた} 畔田 ^{としこ} 敏子 氏が任期満了となりますが、^{あぜた} 畔田氏を引き続いて推薦するものでございます。

経歴を簡単に申し上げます。

^{あぜた} 畔田氏は北栄町六尾にお住まいで、年齢は 65 歳。社会福祉協議会に勤務される傍ら自治会役員を務められ、現在は、健康ほくえい計画推進委員や北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会委員など多方面で活動しておられます。

なお、人権擁護委員としては 3 期目となります。

以上、町民からの信望も厚く、見識も高く、人権擁護委員として適任と思いますので、ここに意見を求めるものでございます。

原案どおり、ご同意をいただきますよう、よろしく願いいたします。

人権擁護委員法

(昭和 24 年 5 月 31 日法律第 139 号)

— 抜粋 —

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

- 2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第 16 条第 2 項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第 5 項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。
- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

平成24年度市町村（学校組合）教育委員会委員研修会開催要項

1 目的

教育に関する情報の共有や教育行政の諸課題についての理解を深め、地域の実情や特性に応じた特色ある教育行政を推進するため、各市町村（学校組合）教育委員会の委員を対象とした研修会を実施する。

2 開催内容

教育委員全体研修会

(1) 期 日 平成24年8月27日（月） 午後1時15分～5時

(2) 場 所 中部総合事務所 講堂他（倉吉市東巖城町2）

(3) 対象者 県内各市町村（学校組合）教育委員会の委員

(4) 日 程（予定）

13:15 開会、あいさつ

13:40 講 演

講 師：文部科学省初等中等教育局教職員課

課長補佐 藤岡 謙一 氏

演 題：「中央教育審議会答申を踏まえた教育委員会と大学との
連携・協働による教員の資質能力の向上について」

14:40 報 告

報告者：鳥取県教育委員会小中学校課（予定）

内 容：「学力学習状況調査結果について（仮題）」

15:10 休憩

15:20 分科会＜5会場＞

(～17:00) ①住民と一体となった教育行政の進め方について：教育総務課

②社会教育の現状と課題について：家庭・地域教育課

③学力向上について：小中学校課

④防災教育について：スポーツ健康教育課

⑤本県の教職員の指導力の向上について：教育センター

○分科会の内容（予定）

分科会名		内 容
第1 分科会	住民と一体となった 教育行政の進め方について	【内容】住民の意見をどう汲み上げ、反映しながら教育行政を進めていくかという課題について、各教育委員会の取組を交えながら意見交換する。 【担当】教育総務課
第2 分科会	社会教育の現状と課題について	【内容】公民館活動の活性化方策等、社会教育の現状と課題について意見交換を行う。 【担当】家庭・地域教育課
第3 分科会	学力向上について	【内容】少人数学級を活かす授業改革や学校支援ボランティア活動等の地域との連携による学力向上の方策について、各教育委員会の取組を交えながら意見交換を行う。 【担当】小中学校課 (高等学校課、家庭・地域教育課)
第4 分科会	防災教育について	【内容】災害時に生きる防災教育について、各市町村の取組状況等を交えながら意見交換を行う。 【担当】スポーツ健康教育課
第5 分科会	本県の教職員の指導力の向上について	【内容】若手教員の指導力の向上について、取組を交えながら意見交換を行う。 【担当】教育センター

※必要に応じて、事例発表などのお願いを別途行う予定。

平成24年度市町村（学校組合）教育委員会教育委員研修会

市町村	参加者名	分科会	市町村	参加者名	分科会
鳥取市 (1)	岡田信俊 委員	5	北栄町 (5)	吉田助三郎 委員長	1
米子市 (4)	矢倉幹治 委員長	5		河本恒夫 委員	2
	上森英史 委員	4		齋尾暁美 委員	4
	小椋美香子 委員	2		磯江典子 委員	5
	北尾慶治 教育長	1		岩垣博士 教育長	3
倉吉市 (5)	伊藤哲雄 委員長	3	日吉津村 (3)	湯原喜好 委員	2
	石亀政道 委員	1		松本公文 委員	1
	西坂千代子 委員	5		松尾達志 課長(随行)	3
	宮近誠 委員	4	大山町 (7)	伊澤百子 委員長	3
	福井伸一郎 教育長	1		湊谷紀子 委員	5
境港市 (6)	遠藤惠裕 委員長	1		小原康正 委員	2
	永井美央 委員	3		金田吉人 委員	1
	岩田謙二郎 委員	5		林原浩子 委員	1
	足立ひと美 委員	2		山根浩 教育長	3
	佐々木邦広 教育長	2		齋藤匠 教育次長(随行)	4
	足立統 管理係長(随行)	4	伯耆町 (6)	伊藤浩 委員長	2
岩美町 (4)	村上謙一 委員長	3		仲倉玄雄 委員	2
	石河和子 委員	4		田中榮美子 委員	3
	小山勝之進 委員	2		大木寿之 委員	3
	寺西健一 教育長	1		後藤弥 教育長	4
若桜町 (5)	上原康嗣 委員長	3		齐下正司 教育次長(随行)	1
	竹本光子 委員	2	南部町 (5)	每川秀巳 委員長	5
	山本清江 委員	1		佐藤真弓 委員	1
	高木政寛 教育長	5		野口宣友 委員	2
	中尾善登 参事(随行)	3		細田葉子 委員	3
智頭町 (5)	酒本弘道 委員長	1		福田範史 専門員(随行)	4
	寺坂敏子 委員	2	日南町 (5)	立脇兌昶 委員長	2
	谷口和枝 委員	3		井上輝之 委員	5
	藤原一彦 教育長	1		福田英寿 委員	3
	氏橋俊司 課長補佐(随行)	5		内田格 教育長	1
八頭町 (5)	谷本昭 委員長	5		木下欣夫 課長(随行)	4
	加藤美保 委員	5	日野町 (6)	鳥居敏子 委員長	1
	勝連太朗 委員	3		緒形尚子 委員	1
	竹内照代 委員	4		中西康夫 委員	3
	西山淳夫 教育長	2		景山美由紀 委員	3
三朝町 (6)	山本邦彦 委員長	2		山本武史 教育長	5
	西田醇 委員	4		塔川和之 主幹(随行)	2
	藤井俊子 委員	5	江府町 (5)	富田美智子 委員長	1
	芦田準子 委員	3		宮本師子 委員	4
	山口博 教育長	1		清水弘美 委員	1
	平井尚 指導主事(随行)	3		藤原成雄 教育長	2
湯梨浜町 (5)	前田三郎 委員長	1		景山敬文 指導主事(随行)	3
	熊坂かつ枝 委員	2			
	櫻井俊子 委員	3			
	中川裕章 委員	4			
	土海孝治 教育長	5			
琴浦町 (5)	石前富久美 委員長	5			
	高塚良平 委員	4			
	進修 委員	2			
	前畑一子 委員	3			
	永田武 教育長	1			

合計 93 名

平成24年度市町村（学校組合）教育委員会教育委員研修会

第1分科会（講堂） 「住民と一体となった教育行政の進め方」

	市町村	参加者名	人数	分科会	
1	米子市	北尾慶治 教育長	1	1	米子市
2	倉吉市	石亀政道 委員	1	1	倉吉市
3		福井伸一郎 教育長	1	1	倉吉市
4	境港市	遠藤惠裕 委員長	1	1	境港市
5	岩美町	寺西健一 教育長	1	1	岩美町
6	若桜町	山本清江 委員	1	1	若桜町
7	智頭町	酒本弘道 委員長	1	1	智頭町
8		藤原一彦 教育長	1	1	智頭町
9	三朝町	山口博 教育長	1	1	三朝町
10	湯梨浜町	前田三郎 委員長	1	1	湯梨浜町
11	琴浦町	永田武 教育長	1	1	琴浦町
12	北栄町	吉田助三郎 委員長	1	1	北栄町
13	日吉津村	松本公文 委員	1	1	日吉津村
14	大山町	金田吉人 委員	1	1	大山町
15		林原浩子 委員	1	1	大山町
16	伯耆町	斉下正司 教育次長 (随員)	1	1	伯耆町
17	南部町	佐藤眞弓 委員	1	1	南部町
18	日南町	内田格 教育長	1	1	日南町
19	日野町	鳥居敏子 委員長	1	1	日野町
20		緒形尚子 委員	1	1	日野町
21	江府町	富田美智子 委員長	1	1	江府町
22		清水弘美 委員	1	1	江府町

22

第2分科会（第301会議室） 「社会教育の現状と課題について」

	市町村	参加者名	人数	分科会	
1	米子市	小椋美香子 委員	1	2	米子市
2	境港市	足立ひと美 委員	1	2	境港市
3		佐々木邦広 教育長	1	2	境港市
4	岩美町	小山勝之進 委員	1	2	岩美町
5	若桜町	竹本光子 委員	1	2	若桜町
6	智頭町	寺坂敏子 委員	1	2	智頭町
7	八頭町	西山淳夫 教育長	1	2	八頭町
8	三朝町	山本邦彦 委員長	1	2	三朝町
9	湯梨浜町	熊坂かつ枝 委員	1	2	湯梨浜町
10	琴浦町	進修 委員	1	2	琴浦町
11	北栄町	河本恒夫 委員	1	2	北栄町
12	日吉津村	湯原喜好 委員	1	2	日吉津村
13	大山町	小原康正 委員	1	2	大山町
14	伯耆町	伊藤浩 委員長	1	2	伯耆町
15		仲倉玄雄 委員	1	2	伯耆町
16	南部町	野口宣友 委員	1	2	南部町
17	日南町	立脇兌昶 委員長	1	2	日南町
18	日野町	埴川和之 主幹 (随員)	1	2	日野町
19	江府町	藤原成雄 教育長	1	2	江府町

19

第3分科会 (第205会議室) 「学力向上について」

	市町村	参加者名	人数	分科会	
1	倉吉市	伊藤 哲雄 委員長	1	3	倉吉市
2	境港市	永井 美央 委員	1	3	境港市
3	岩美町	村上 謙一 委員長	1	3	岩美町
4	若桜町	上原 康嗣 委員長	1	3	若桜町
5		中尾 善登 参事 (随行)	1	3	若桜町
6	智頭町	谷口 和枝 委員	1	3	智頭町
7	八頭町	勝連 太朗 委員	1	3	八頭町
8	三朝町	芦田 準子 委員	1	3	三朝町
9		平井 尚 指導主事 (随行)	1	3	三朝町
10	湯梨浜町	櫻井 俊子 委員	1	3	湯梨浜町
11	琴浦町	前畑 一子 委員	1	3	琴浦町
12	北栄町	岩垣 博士 教育長	1	3	北栄町
13	日吉津村	奥田 恵子 委員長	1	3	日吉津村
14		松尾 達志 課長 (随行)	1	3	日吉津村
15	大山町	伊澤 百子 委員長	1	3	大山町
16		山根 浩 教育長	1	3	大山町
17	伯耆町	田中 榮美子 委員	1	3	伯耆町
18		大木 寿之 委員	1	3	伯耆町
19	南部町	細田 葉子 委員	1	3	南部町
20	日南町	福田 英寿 委員	1	3	日南町
21	日野町	中西 康夫 委員	1	3	日野町
22		景山 美由紀 委員	1	3	日野町
23	江府町	景山 敬文 指導主事 (随行)	1	3	江府町

23

第4分科会 (第204会議室) 「防災教育について」

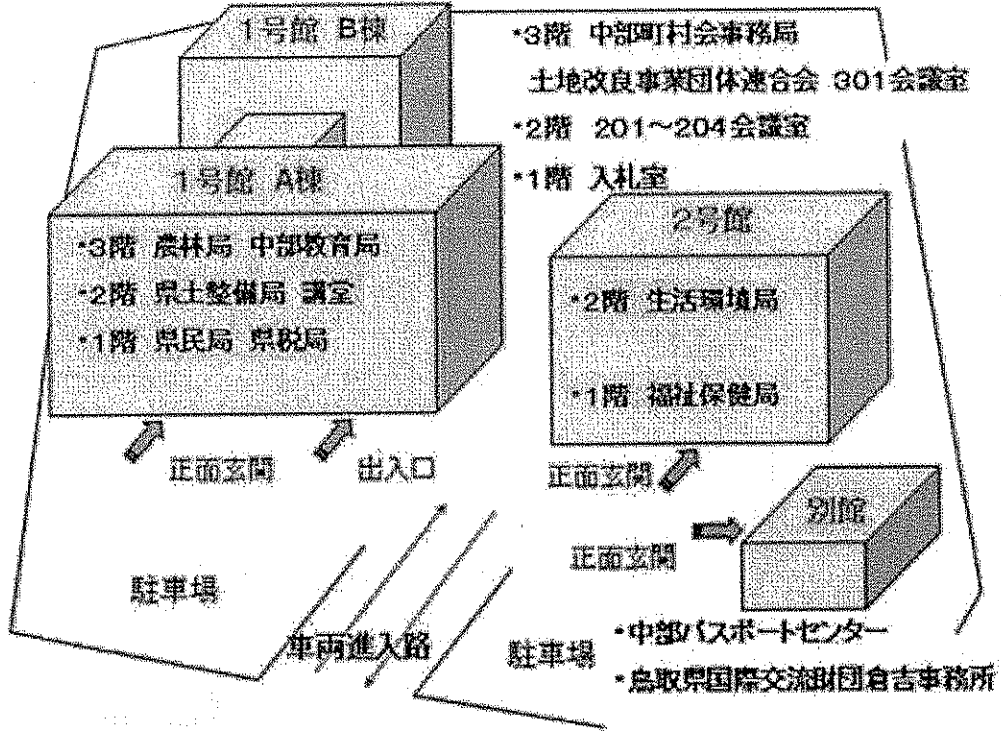
	市町村	参加者名	人数	分科会	
1	米子市	上森 英史 委員	1	4	米子市
2	倉吉市	宮近 誠 委員	1	4	倉吉市
3	境港市	足立 統 管理係長 (随行)	1	4	境港市
4	岩美町	石河 和子 委員	1	4	岩美町
5	八頭町	竹内 照代 委員	1	4	八頭町
6	三朝町	西田 醇 委員	1	4	三朝町
7	湯梨浜町	中川 裕章 委員	1	4	湯梨浜町
8	琴浦町	高塚 良平 委員	1	4	琴浦町
9	北栄町	齋尾 暁美 委員	1	4	北栄町
10	大山町	齋藤 匠 教育次長 (随行)	1	4	大山町
11	伯耆町	後藤 弥 教育長	1	4	伯耆町
12	南部町	中前 三紀夫 教育次長 (随行)	1	4	南部町
13	日南町	木下 欣夫 課長 (随行)	1	4	日南町
14	江府町	宮本 師子 委員	1	4	江府町

14

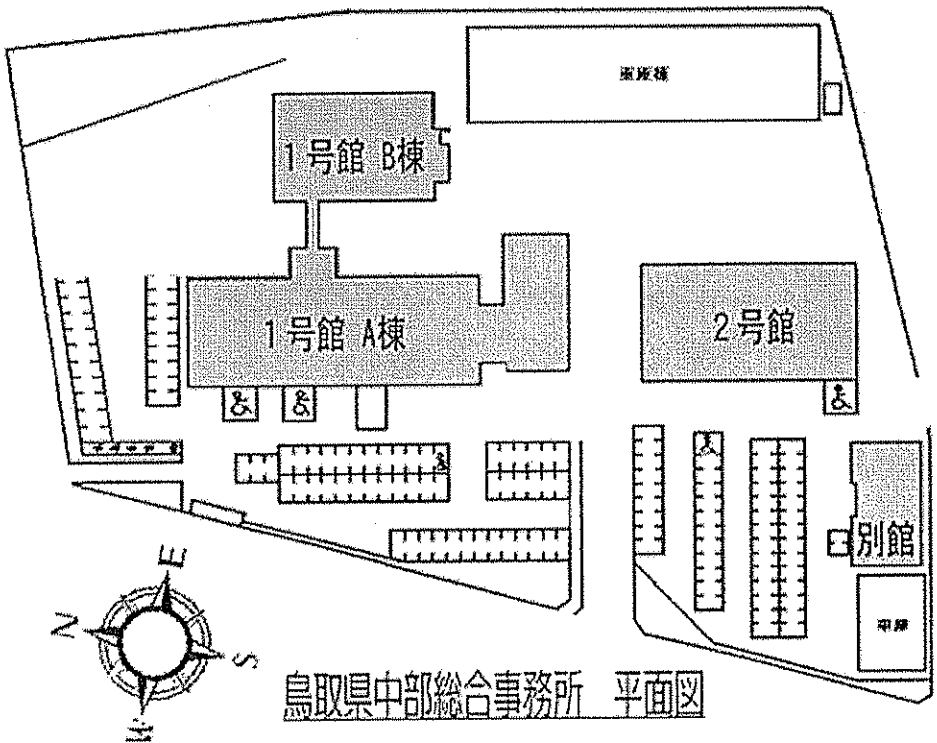
第5分科会（第203会議室） 「本県の教職員の指導力の向上について」

	市町村	参加者名	人数	分科会	
1	鳥取市	岡田信俊 委員	1	5	鳥取市
2	米子市	矢倉幹治 委員長	1	5	米子市
3	倉吉市	西坂千代子 委員	1	5	倉吉市
4	境港市	岩田謙二郎 委員	1	5	境港市
5	若桜町	高木政寛 教育長	1	5	若桜町
6	智頭町	氏橋俊司 課長補佐 (随行)	1	5	智頭町
7	八頭町	谷本昭 委員長	1	5	八頭町
8		加藤美保 委員	1	5	八頭町
9	三朝町	藤井俊子 委員	1	5	三朝町
10	湯梨浜町	土海孝治 教育長	1	5	湯梨浜町
11	琴浦町	石前富久美 委員長	1	5	琴浦町
12	北栄町	磯江典子 委員	1	5	北栄町
13	日吉津村	山西敏夫 教育長	1	5	日吉津村
14	大山町	湊谷紀子 委員	1	5	大山町
15	南部町	毎川秀巳 委員長	1	5	南部町
16	日南町	井上輝之 委員	1	5	日南町
17	日野町	山本武史 教育長	1	5	日野町
18	江府町	小椋和美 委員	1	5	江府町

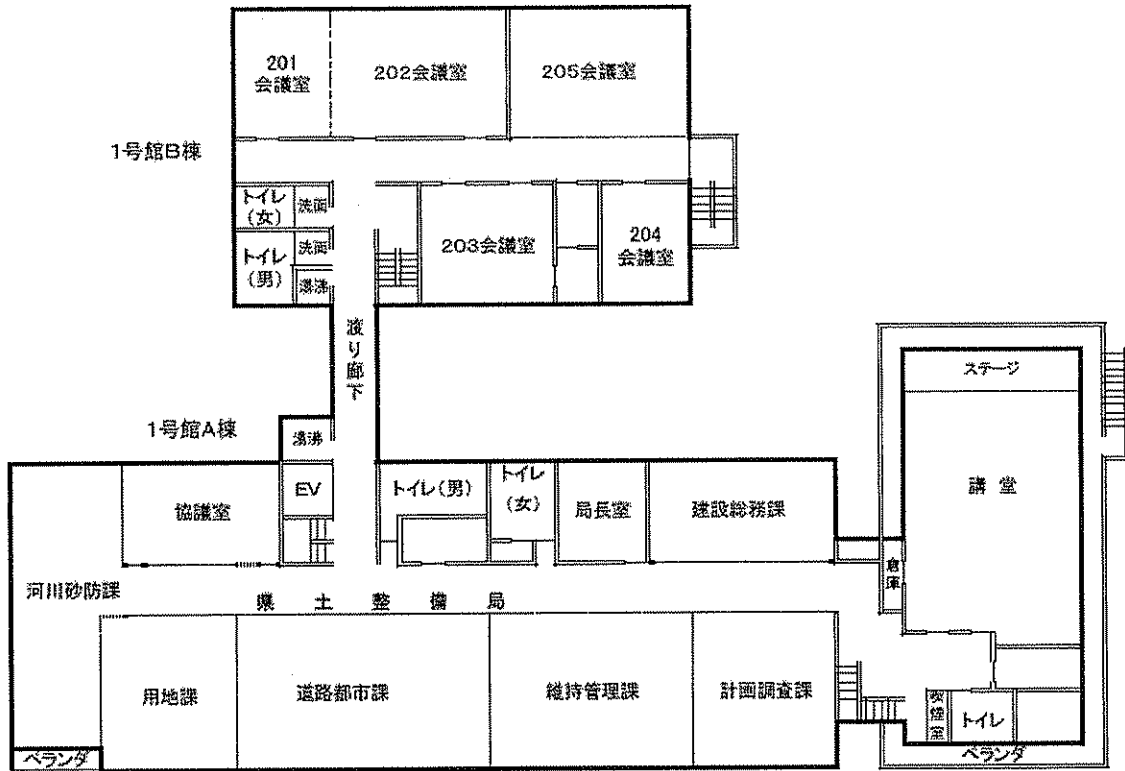
中部総合事務所 施設鳥瞰図



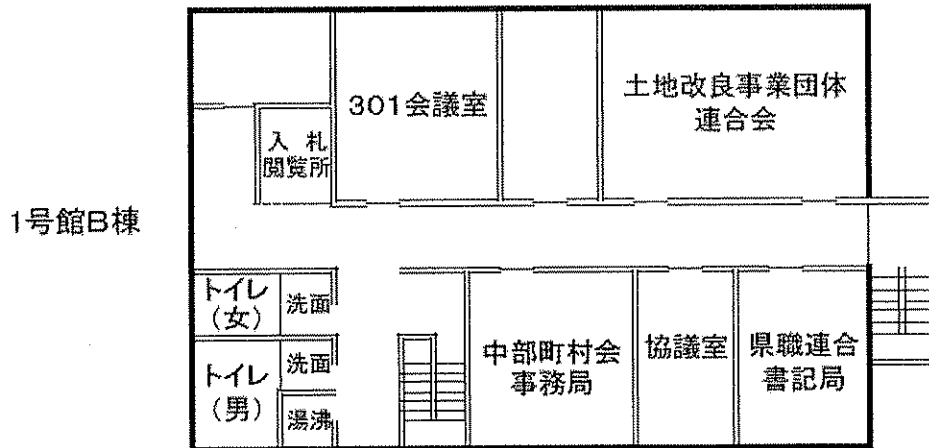
鳥取県中部総合事務所 平面図



1号館B棟 2階



1号館B棟 3階



(事前配布)

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、お互い協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、保護者や県民の皆さんと一緒にあって、子どもたちの未来のための教育振興施策に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

鳥取県教育委員会は、平成24年度において次に掲げる子どもたちの未来のための教育振興施策（各施策別の具体的取組は別記）に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます
- (3) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます
- (4) 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、施策の着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 施策の展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成24年3月28日

鳥取県知事

平井伸治

鳥取県教育委員会委員長

笠見幸子

[別記]

平成24年度子どもたちの未来のための教育振興施策

- 1 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます

<主な取組>

- 少人数学級を活かした授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を支援します。
- 2年目を迎えるスクラム教育をさらに充実・発展させ、一貫性のある教育の成果を広げます。
- 高等学校学力向上推進委員会の提言を受け、授業改革に関する取組を行うモデル校を指定し、学力の向上を図ります。
- 地域住民等のボランティアによる子どもたちへの学習支援や生活支援等を、市町村とともに進めます。
- 幼児教育振興プログラムを改訂し、新たな幼児教育の取組や方向性を示します。
- 新たに公立大学となる鳥取環境大学と連携し、子どもたちの外国語に対する関心を高めます。

<取組の指標等>

- ・授業改革に取り組む中学校区数：21校区、教育研究団体数：17団体
- ・高等学校における学力向上推進モデル校数 10校
- ・学校支援ボランティアの実施市町村数 15市町村

- 2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます

<主な取組>

- 未然防止に重点を置きながら、関係機関が連携して未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じたきめ細かな対策を講じます。
- 子どもたちの人間関係づくり、ソーシャルスキルの育成に取り組む学校を支援します。
- 各教育局に社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、学校だけでは解決が困難な事例に対して支援・助言を行います。
- 定時制・通信制課程の高等学校において教育相談体制を強化するなど、不登校対策の充実を図ります。

<取組の指標等>

- ・児童生徒の不登校出現率 全国平均を下回る

3 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます

<主な取組>

- 障がいのある子どもたちの成長に合わせ、学校間や関係機関との連携により、一貫した支援を行います。
- 平成24年10月に県立琴の浦高等特別支援学校を設置し、平成25年4月の開校に向けて準備を進めるとともに、県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置に向けた検討を進めます。
- 障がいのある子どもたちの就学相談・就学先決定に関する体制づくりや通級指導教室拡充に向けた整備等について、ワーキンググループによる検討を行います。
- 障がいのある生徒の職業教育の充実を図るとともに、企業等の協力を得ながら就労機会の拡大を図り、就職率の向上に努めます。

<取組の指標等>

- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画(*)の引継率 50%
*特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・特別支援学校高等部の就職希望者の就職率 80%以上

4 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

<主な取組>

- 創造的な取組を行っている専門家を招き、学校における文化・芸術活動を支援します。
- 高等学校等の文化部活動の充実を図り、平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催に向けた支援を行います。
- 安全・安心な学校給食の提供と郷土を大切にすることを育むために、学校給食用食材の県産品利用に努めます。
- 全国体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、子どもたちの体力の向上を進めます。
- 体育専科教員をモデル的に配置し、主体的に運動に取り組む子どもを育成します。
- ジュニア期の一貫した指導体制をつくり、共通プログラムに基づいて合同練習や指導者研修会を開催します。

<取組の指標等>

- ・近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 90%
- ・学校給食用食材の県産品利用率 60%以上で向上を図る
- ・児童生徒の体力調査結果 親世代(S53~57)の平均値に近づける

いじめに対する対応について

平成24年8月27日

教育総務課、小中学校課、教育センター
特別支援教育課、高等学校課

【速やかに対応を開始するもの】

1 いじめ対策指針の改訂

平成19年1月に策定した「鳥取県いじめ対策指針」について点検を行い、より実効性の高い内容へ改訂を行う。・・・資料1

2 子どもの悩みサポートチーム(仮称)の設置

学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応するため、必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者を構成員として個別支援チームを結成して、分析、評価を行いながら対応を検討し、解決を図る。・・・資料2

3 学校・警察連絡制度の拡充

警察が検挙又は補導した非行少年等の行った非行の概要を当該少年の在籍する学校に連絡する本制度を拡充し、学校と警察との双方向の情報伝達を可能とする。

・・・資料3

【9月補正での予算化を検討するもの】

4 Hyper-QUの活用

学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査(Hyper-QU)を活用し、児童生徒の状況を把握しようとする学校を支援する。

要求概要

約21,000千円

Hyper-QU 1回分

- ・小中学生：新たに実施を希望する公立学校の全ての児童・生徒
 - ・高等学校：県立高校に在籍する全日制の1、2年生と定時制1～3年生の生徒
 - ・特別支援学校：全ての児童・生徒
- 合計 約56千名分

5 相談体制の充実

- ①いじめられている子どもも、いじめを見つけた子どもも相談しやすいように、メール相談を含めた相談窓口の周知・徹底を図る。
- ②いじめ相談に関わる部署による連絡会議を開催し、情報を交換・共有するとともに、迅速な対応を図る。
- ③「24時間いじめ相談電話」の相談体制を強化するため、夜間・休日の相談体制の充実を図る。

約3,900千円

【知事部局で対応するもの】

6 自殺等の重大な案件が発生した場合の第三者調査機関の速やかな設置

自殺者が出るなど重大な案件について、調査を行う第三者機関を知事部局に設置する。

【教育振興協約の改訂について】

- ・いじめ問題に関する項目の追加
 - ・主な取組内容として、上記の対応について記載
- ・・・資料4

「鳥取県いじめ対策指針」改訂について

教育総務課、小中学校課、高等学校課、
特別支援教育課、家庭・地域教育課、
人権教育課、教育センター

- 1 事業概要
平成19年1月に策定した「いじめ対策指針」について点検を行い、より実効性の高い内容へ改訂を行う。
- 2 改訂時期 9月下旬
- 3 改訂作業プロジェクトチーム
チーム長 生田教育次長
メンバー 教育総務課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、
家庭・地域教育課、人権教育課、教育センター教育相談課、
東部教育局、中部教育局、西部教育局
アドバイザー 鳥取大学教育センター 小林勝年准教授

4 「鳥取県いじめ対策指針」（改訂版）の枠組み案

○はじめに

○改訂のねらい

- ・教員が感度の高いアンテナをあげるためのシステムづくり（センサー）
- ・組織として行動するための学校体制づくり（スイッチ）
（「いじめを許さない、ひとりひとりを認め合える絆づくりが大切である」ことを
もり込む）

I いじめとは

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ問題に関する基本的認識

II いじめに対する対応

- 1 いじめの早期発見・早期対応
・いじめアンケートのひな形
- 2 実効性のある指導体制
①チームによる対応
②実践的な研修の実施
- 3 いじめを受けた児童生徒へのケアと弾力的な対応
- 4 いじめ発見のポイント
- 5 家庭・地域社会との連携

III いじめを許さない、一人一人が認め合える学校づくり
（いじめの未然防止）

IV ネットいじめへの対応

- 1 ネットいじめの現状
- 2 ネットいじめ発生時の対応策
- 3 ネットいじめ防止策

※__は、新規に盛り込む
又は重点的に改訂する項目

V 関係機関との連携

- 1 相談体制の充実
・電話相談
・メール相談による相談窓口の設置
- 2 警察との連絡体制の拡充

VI 県教育委員会等の取組

- 1 子どもの悩みサポートチーム（仮称）の設置
- 2 第三者調査機関による対応

【実践例】○小学校、○中学校、○高等学校、○特別支援学校

「子どもの悩みサポートチーム」(仮称) の設置

教育総務課

学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応するため、必要な専門知識を持つ者、関係機関、有識者を構成員として個別支援チームを結成して、分析、評価を行いながら対応を検討し、解決を図る。

想定 1 : 学校又は市町村教育委員会から派遣要請を受けて派遣

想定 2 : 県民の声等で県教委に直接入った事案に対応するため、市町村教委と連携しながら、必要に応じて派遣

1 チーム活用のメリット

- ・学校では解決困難な事例について、迅速な対応が可能
- ・第三者的視点で、中立的な判断が可能
- ・実効性の担保

※公立、私立の別なく、全ての校種において対応することを想定

2 チームの構成員：(想定メンバー)

弁護士、精神科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー
学識経験者(退職校長等)、警察

行政関係者(県教委、市町村教委、福祉部局、人権部局関係者等)

その他(民生委員等)

※検討する事例の内容に応じて、構成員を決定。

3 予算措置

学校問題解決支援事業の予算を活用

4 今後の対応

チーム構成員(関係機関)と速やかに調整して運用を開始する。

※構成員は、必要に応じて追加していく。

学校・警察相互連絡制度の拡充

平成24年8月23日
高等学校課

1 背景

現在の学校・警察連絡制度は、鳥取県内の国公立学校（大学は除く）に在籍する少年が、犯罪・触法行為によって検挙、補導された場合に、警察から学校に連絡する一方通行のシステムとして、平成16年5月1日から実施されている。

しかし、少年非行の低年齢化や凶悪化等、少年を取り巻く問題が深刻化するとともに、校内暴力やいじめ事案の現状を踏まえると、児童生徒の非行や問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請される場所である。また犯罪被害防止についても、学校と警察が情報交換を行い、連携を一層強化させることが求められている。

2 現在の連絡の内容（警察から学校への連絡事案）

- ア 犯罪少年及び触法少年に係る事案。
- イ 送致又は通告したぐ犯少年に係る事案。
- ウ 不良行為少年に係る事案で、少年本人の人定事項が学生証やその他の書面、及び保護者の確認等の方法により、本人であることが確実に証明できたもののうち、次の事由により学校への連絡が必要と認められる事案。
 - 保護者への指導を行ったにもかかわらず、不良行為を繰り返す場合。
 - 性癖、交友関係、環境等から不良行為を繰り返すおそれが強い場合。
- エ 当該行為が交通事故に係る業務上過失致死傷事案、道路交通法違反事案その他の交通関係法令の違反は、連絡の対象としないものとする。

3 今回拡充する連絡の内容（学校から警察への連絡事案）

- ア 児童生徒の非行、問題行動及びこれらによる児童生徒等の被害防止のため、学校長が、警察との連携が必要と認める事案。（児童生徒の行動に問題があるもの）
 - 例) ・校内での凶器を使った傷害事案、暴行事案や薬物事案及び暴走族等に関わる事案。
 - ・いわゆる援助交際などの性の逸脱行動事案。
- イ 児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止のため、学校長が、警察との連携が必要と認める事案。（被害児童生徒、学校の外からの働きかけに問題があるもの）
 - 例) ・警察との連携が必要な犯罪の被害者となる可能性のあるいじめ事案、わいせつ行為、不審者の侵入、ストーカー行為、児童虐待行為等。
- ウ その他校長が連絡を必要と認める事案

4 制度拡充のスケジュール（想定）

- ～25年2月 学校からの意見聴取、制度設計の検討
- 25年3月 県教育長と県警本部長との間で協定締結（市町村教育委員会も同様）
関係機関への周知
- 25年5月～ 一斉実施

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

【 改 訂 案 】

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、お互い協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、保護者や県民の皆さんと一緒にあって、子どもたちの未来のための教育振興施策に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

鳥取県教育委員会は、平成24年度において次に掲げる子どもたちの未来のための教育振興施策（各施策別の具体的取組は別記）に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます
- (3) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます
- (4) 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

追加

- (5) 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、施策の着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 施策の展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成24年〇月〇〇日

鳥取県知事

平 井 伸 治

鳥取県教育委員会委員長

笠 見 幸 子

[別記]

平成24年度子どもたちの未来のための教育振興施策

- 1 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学校まできめ細かな教育や教育現場の活性化に取り組み、子どもたちの「学びの質」を高めま

<主な取組>

- 少人数学級を活かした授業改革に取り組む中学校区や教育研究団体を支援します。
- 2年目を迎えるスクラム教育をさらに充実・発展させ、一貫性のある教育の成果を広げます。
- 高等学校学力向上推進委員会の提言を受け、授業改革に関する取組を行うモデル校を指定し、学力の向上を図ります。
- 地域住民等のボランティアによる子どもたちへの学習支援や生活支援等を、市町村とともに進めます。
- 幼児教育振興プログラムを改訂し、新たな幼児教育の取組や方向性を示します。
- 新たに公立大学となる鳥取環境大学と連携し、子どもたちの外国語に対する関心を高めます。

<取組の指標等>

- ・ 授業改革に取り組む中学校区数：21校区、教育研究団体数：17団体
- ・ 高等学校における学力向上推進モデル校数 10校
- ・ 学校支援ボランティアの実施市町村数 15市町村

- 2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます

<主な取組>

- 未然防止に重点を置きながら、関係機関が連携して未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じたきめ細かな対策を講じます。
- 子どもたちの人間関係づくり、ソーシャルスキルの育成に取り組む学校を支援します。
- 各教育局に社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、学校だけでは解決が困難な事例に対して支援・助言を行います。
- 定時制・通信制課程の高等学校において教育相談体制を強化するなど、不登校対策の充実を図ります。

<取組の指標等>

- ・ 児童生徒の不登校出現率 全国平均を下回る

3 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます

<主な取組>

- 障がいのある子どもたちの成長に合わせ、学校間や関係機関との連携により、一貫した支援を行います。
- 平成24年10月に県立琴の浦高等特別支援学校を設置し、平成25年4月の開校に向けて準備を進めるとともに、県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置に向けた検討を進めます。
- 障がいのある子どもたちの就学相談・就学先決定に関する体制づくりや通級指導教室拡充に向けた整備等について、ワーキンググループによる検討を行います。
- 障がいのある生徒の職業教育の充実を図るとともに、企業等の協力を得ながら就労機会の拡大を図り、就職率の向上に努めます。

<取組の指標等>

- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画(*)の引継率 50%
*特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・特別支援学校高等部の就職希望者の就職率 80%以上

4 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します

<主な取組>

- 創造的な取組を行っている専門家を招き、学校における文化・芸術活動を支援します。
- 高等学校等の文化部活動の充実を図り、平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催に向けた支援を行います。
- 安全・安心な学校給食の提供と郷土を大切にすることを育むために、学校給食用食材の県産品利用に努めます。
- 全国体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、子どもたちの体力の向上を進めます。
- 体育専科教員をモデル的に配置し、主体的に運動に取り組む子どもを育成します。
- ジュニア期の一貫した指導体制をつくり、共通プログラムに基づいて合同練習や指導者研修会を開催します。

<取組の指標等>

- ・近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 90%
- ・学校給食用食材の県産品利用率 60%以上で向上を図る
- ・児童生徒の体力調査結果 親世代(S53~57)の平均値に近づける

追加

5 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます

〈主な取組〉

- 「鳥取県いじめ対策指針」の点検を行い、より実効性の高い内容へと改訂します。
- 教育・心理アンケート（QU等）等を実施し、学校現場のいじめの早期発見・早期対応を図ります。
- 「子どもの悩みサポートチーム」を設置し、学校だけでは解決困難ないじめ事案に対応します。
- いじめに悩んでいる子どもや、いじめを発見した子どもが相談しやすいように、メール等を活用した「いじめ相談窓口」を充実させます。
- 自殺等の重大な事案が発生した場合、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置し、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から実態の検証・解決を図ります。

〈取組の指標等〉

- ・「鳥取県いじめ対策指針」を10月末までに改訂
- ・子どもの悩みサポートチームを9月末までに設置
- ・いじめメール相談専用窓口を9月中旬までに開設

「鳥取県いじめ問題調査委員会」の設置について

未来戦略課

- 1 事業名 鳥取県いじめ問題調査委員会運営事業
- 2 目的 県内学校現場におけるいじめによって児童・生徒の重大な事故が惹き起こされた際、学校・教育委員会以外の第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題調査委員会」を設置する。
- 3 委員会の概要
- (1) 設置形態 要綱による設置とし、案件毎に設置（臨時型）
- (2) 委員数 3～5名程度（大学教授、弁護士、臨床心理士 等を想定）
 ※委員の下に、調査事務の補助スタッフ（3～5名程度）を配置
 ※調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める
 ※委員選考に際しては、事前にリストアップしておいた委員候補リストを参考としながら、保護者の希望等を尊重し、委員選定を行う
- (3) 任期 案件に係る調査が終了するまで
- (4) 事務局 知事部局（未来づくり推進局・人権局が共管）
- (5) 調査対象 県内学校現場（国公立・私立含め全て）で発生した自殺等の重大な事故（想定ケース）いじめが原因と考えられる事案で、自殺又は心身への重大な障がいが発生するケース
- (6) 活動内容
- ①上記（5）に該当する事案が発生し、保護者（児童・生徒含む）又は学校設置主体から調査要請があった際に、委員会を設置。
- ②委員会は事故が発生した学校設置主体が県立以外の場合、設置主体と「調査協力協定」を締結。（→設置主体との協力関係を前提とした調査であり、強制的権限を行使するものではない。）
- ③委員会は学校現場・設置主体のほか、児童・生徒、保護者等関係者から事情聴取を実施しながら、調査活動を行う。別途配置する調査補助スタッフとともに、調査事務を遂行。
- ④調査実施の際、必要となる資料・データ等について、委員会は学校現場・設置主体に提出を求めることができる。（→調査協力協定にその旨規定。）
- ⑤調査終了後、委員会は知事並びに要請主体へ調査結果報告を行う。（→報告内容には設置主体への改善指導等も含む。）
- 〔・調査手法や外部への情報公開の範囲等については、保護者の意向を尊重。
 ・1案件毎に5回程度の委員会開催（現地検証のための視察を含め）を想定。〕